

報告事項 1

平成23年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

平成23年度府立学校に対する指示事項及び平成23年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項を別紙のとおりとする。

平成23年 1 月21日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

平成23年度府立学校に対する指示事項及び平成23年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項について、教育長が専決したことについて、委員会に報告する件。

[根拠規程]

大阪府教育委員会通則

第七条 委員会は、大阪府教育委員会の財務事務の委任に関する規則その他別の規則で定めるもののほか、次に掲げる事務を教育長に委任する。

- 一 教育機関を管理すること。
- 二 市町村、社会教育団体その他の関係団体等(以下「市町村等」という。)に対し、指導又は助言を行うこと。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第七条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～十九 (略)

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2～4 (略)

平成23年度

府立学校に対する指示事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

目 次

平成23年度 「大阪の教育力」の向上に向けて	1
◆ 平成23年度の取組みの重点	4
I 確かな学力への取組み	4
II 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	5
III 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	9
IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	10
◆ 第1章 確かな学力への取組み	
(1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実	11
(2) 校種間の連携強化	13
(3) 健康教育の充実と体力づくりの推進	14
◆ 第2章 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	
(1) 心の教育の充実	15
(2) 人権尊重の教育の推進	16
(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援	17
(4) 生徒指導の充実	18
(5) 進路指導の充実	20
(6) 国旗・国歌の指導	21
◆ 第3章 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	
(1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実	22
(2) 教育コミュニティの形成	23
◆ 第4章 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	
(1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり	24
(2) 教職員の資質向上	26
(3) 教職員のサービスの徹底	27
資 料	31

大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」

- 基礎・基本と活用する力、学ぶ意欲
- 社会を創っていく態度
- 心身の健康、体力
- 進路選択、決定力
- 生命と人権の尊重
- 自然尊重の精神、環境を大切にする態度
- 伝統と文化の尊重、国際社会への寄与

< 『大阪の教育力』 向上プラン』より抜粋 >

平成 23 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて ～「学び」と「はぐくみ」を確立するために～

アジアをはじめとする世界の経済や雇用のグローバル化が進むとともに、「貧困」や「格差」の問題が指摘される中、子どもたちは、ますます厳しい時代の中を力強く生き抜くことが求められています。このような中、これからの大阪の教育を進めるに当たっては、豊かな感性を持ち、社会をリードする人材を育てると同時に、子どもたちが置かれている厳しい状況に左右されないよう、すべての子どもたちの力を引き上げることをもう一つの大きな柱として、教育委員会と学校が共に力を尽くさなければなりません。

そのためには、すべての学校が、まず、地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開することにより、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力など、「確かな学力」を確立するための「学び」と、他人を思いやる心や規範意識、自然や美への感性などの「豊かな心」の「はぐくみ」を展開していく必要があります。

「確かな学力」を基礎に高い志と夢を抱き、その実現に向かって努力する態度を培うこと、そして、国際的な視点に立ち、相手の立場を尊重しつつ、英語をはじめとする外国語を通じ、言語や文化に対する理解を深め、自分の考えや情報を的確に伝えるコミュニケーション能力を養うことが必要です。また、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択できるよう、教育活動にキャリア教育を位置付けることも重要な課題です。

折しも、平成 23 年度は、公立高等学校の授業料無償化に加え、私立高校生等授業料支援補助金が大幅に拡充され、生徒、保護者の学校選択の自由度が広がり、府立高校においては、特色づくりに向けて、より一層の取組みの充実が求められるところです。これまで準備を進めてきた「進学指導特色校（Global Leaders High School）」「大阪府教育センター附属高等学校」「新たな専門学科（体育科）」「柏原地域連携型中高一貫校」が開校し、また、支援学校においては、卒業後の社会的自立の一つの在り方として就労に向けた支援のため、すべての知的障がいの支援学校に職業コースを設置することとしており、大阪の教育の節目の年となりますが、これらの学校のみならず、府立学校全体が一丸となって「大阪の教育力」向上に向け、取組みを推進することが求められます。

このような状況に対応するためには、めざす方向とともに、そこに至る道筋を示すことが必要であり、各学校において、めざす学校像の実現に向け、校長がその権限と責任のもと、中期的目標（3か年）を確立し、PDC Aサイクルによる学校経営を推進することが重要です。校長がリーダーシップを発揮し、教職員の力を最大限に引き出しながら、組織力を向上させ、教育内容の充実を図り、学校の持つ総合的な力である「学校力」を高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校づくりを進めることが今、求められています。

I 確かな学力への取組み

「確かな学力」とは基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、それを活用しながら自ら学び考える力であり、児童・生徒が将来の日本・大阪を支える社会人として自立するための力です。

各学校においては、平成 21 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、これまでの取組みの成果及び他校における優れた実践事例を取り入れながら、児童・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた特色ある教育課程の編成に努める必要があります。さらに、「総合的な学習の時間」等を活用して、児童・生徒の学習意欲を高め、一人ひとりの個性の伸長を図り、すべての児童・生徒が「確かな学力」を身に付けるよう一層努める必要があります。

そのためにも、教員それぞれの授業力を向上させることが必要であり、校内で授業評価システムを構築し、学校全体で組織的・計画的に授業改善に取り組むことが求められます。その際、ICT 機器の授業への積極的な活用を進めることが重要です。

II 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

すべての子どもたちが大きな夢や憧れを抱き、志を持って自らの人生を切り拓いていくために必要な力を育むことは、教育に携わる我々の使命です。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有しています。教職員は、子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、子どもたちに、自分を大切にするとともに、他の人も大切にすることや、自らを律することができるようになることなど、規律・規範を確立する指導に努めなければなりません。

また、児童・生徒自身が課題解決と人間関係づくりを行っていける力を修得できるよう指導するとともに、「人権教育基本方針」などに基づき、人権尊重の教育を計画的・総合的に推進することが大切です。

支援教育の推進については、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育の取組みを継承・発展させるとともに、障がいのあるすべての子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導・支援の取組みを進め、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育の充実を努める必要があります。

中途退学や不登校については、平成 21 年度の中退率が前年度に比べて大きく減少したものの、依然として中退率・不登校率とも全国平均と比べ高い割合で推移していることを重く受け止め、教職員の共通理解のもと中途退学や不登校の減少に向けた組織的な取組みが必要です。

中途退学防止や不登校減少の課題への取組みでは、中学校との連携を図りながら、人間関係づくりや学力保障など、それぞれの子どもの課題解決に一層努めることが望まれます。また、教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、将来の夢や目標に向かって、子どもたちに自らの生き方を考えさせるキャリア教育の取組みを充実させることが重要です。

Ⅲ 学校・家庭・地域等の連携と安全で安心な学校づくり

教育力向上に向けては、学校での取組みを基本とすることはもとより、家庭・地域との連携が不可欠です。子どもたちは家族や同級生だけでなく、それ以外の大人や子どもと幅広く交流し、関わりを持つことを通じて、社会の構成員として必要な規範意識を身に付けていくものです。学校・家庭・地域が一体となり、家庭との役割分担や地域との協力のもとで、子どもを育む取組みをさらに進めていくことが重要です。

また、子どもが自ら尊い命を絶ったり、犯罪や事件、事故に巻き込まれたり、児童虐待、薬物乱用など、子どもの健やかな成長を阻害する重篤な事象が生じていることから、すべての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むとともに、児童・生徒の状況把握や相談体制の充実、薬物乱用防止教室の実施など、家庭・地域や関係機関と連携した取組みを進める必要があります。

Ⅳ 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

校長は、学校経営を担う者としての気概を持ち、リーダーシップを発揮し、自校の実情や課題に応じた教育活動を行い、府民から信頼される魅力ある学校づくりを推進しなければなりません。

また、子どもの教育に直接携わる教職員の資質の向上を図り、指導力を高めることが重要です。学校においては、教職員の服務規律の徹底、体罰やセクシュアル・ハラスメントの未然防止等、指導体制の徹底を図り、教職員をさらに組織的・継続的に育成するため、日常的なOJTの活性化を図り、研修体系の構築、指導体制や相談体制の充実、教員のICT活用指導力の向上等に努める必要があります。

大阪府では、大量退職・大量採用により多くの教職員が入れ替わる中、熱意のある人材を確保するとともに、「教職員の評価・育成システム」を有効に活用しながら、すべての教職員の力を最大限に引き出すことが重要です。子どもにとっての教職員はかけがえない存在であり、その使命は極めて大きいものです。

同時に、これまでの大阪が大切にしてきた教育を継承するとともに、新たな教育課題にも適切に対応できる教職員の育成が求められており、とりわけ、ミドルリーダーの育成、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上が重要です。

大阪の教育は、将来、日本・大阪を背負って立つ子どもたちの未来を切り拓き、子どもたちに大阪の未来を託せるようにならなければなりません。各学校においては、これまで大阪が培ってきた「地域性」と「多様性」を大切にし、中長期的な展望を持ち、「『大阪の教育力』向上プラン」の推進と目標の達成に向けた取組みを一層推進する必要があります。府教育委員会としても学校における創意工夫のある取組みを支援していきます。大阪の未来はひとえに教育の充実にかかっているとの思いを共有し、各学校における取組みを進めてください。

◆ 平成23年度の実組みの重点

I 確かな学力への取組み

学力の向上に取組み

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、児童・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望に応じた、特色ある教育課程の編成と魅力ある授業づくりに努め、一人ひとりの個性の伸長を図ること。
その際、生徒の学習意欲を高め「わかる授業」を実現するため、ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) 機器を積極的に活用するとともに、学校図書館の利用を進めること。
- (2) 平成21年3月に高等学校学習指導要領・特別支援学校学習指導要領が告示されたことを受け、各学校においては、総則、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動の内容を十分に研究し、新学習指導要領に基づく各教科の指導を円滑に実施できるよう、各学校や児童・生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成、教員研修の充実などの準備を進め、新しい学習指導要領を見据えた教育活動の充実に努めること。
- (3) 国際社会に通用する人材を育成するため、外国語、とりわけ国際的共通語として最も中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、国際的な視野を育むこと。

関連項目

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ・新学習指導要領への対応・・・21・24・30 | ・特色ある教育課程の編成・・・22・25 |
| ・指導と評価の一体化・・・28 | ・授業評価システム・授業改善・・・29 |
| ・学習形態の工夫・・・32 | ・情報教育等の推進・・・33・43 |
| ・読書活動の充実・・・36 | ・国際理解教育の推進・・・38～41 |

Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

志や夢を育み豊かな人間性を涵養する

- (4) 児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかこうとする態度を育むとともに、未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。

平成23年度から府立高校において実施する「志（こころざし）学」については、学習計画を作成し、生徒の志や夢を育む取組みの充実を図ること。

- (5) 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自ら律し他人を思いやる心、公正な判断力、公共の精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要である。そのため、学校においては、道徳教育を推進するとともに、家庭・地域と十分連携を図りながら、すべての教育活動を通じて実践的な取組みを進め、子どもたちの豊かな心を育てることに努めること。

また、読書は「生きる力」を育むため重要なものであり、学校での読書活動を一層推進すること。その際、学校図書館の運営体制の整備や、図書ボランティアや公立図書館との連携等、学校・家庭・地域の連携を進めることにより、児童・生徒の読書活動の推進を図ること。

関連項目

- ・読書活動の充実……36
- ・道徳教育の推進等……58・59

- ・心の教育の充実……57～61
- ・「こころの再生」府民運動……60

キャリア教育の充実を図る

- (6) 経済状況の影響を受けて、進路をめぐる環境が大きく変化する中で、働くことの意義を見出せない若者や進学・就職の希望がかなえられない若者が増加している状況を踏まえ、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、将来、社会人・職業人として自立し、主体的に進路を選択することができるよう、規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図ること。

そのために、キャリア教育を学校教育計画に位置付け、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な進路指導を行うとともに、正規雇用をめざした就職支援が行えるよう体制を整えること。

また、職業教育ナンバー1をめざし、実践的な職業教育を通じて資質や能力を高めるよう努めること。

障がいのある児童・生徒については、児童・生徒の障がいの状態、地域や学校の実態等を考慮し、各教科・科目はもとより、特別活動、総合的な学習の時間、学校外における就業体験活動等様々な教育活動を通じて、早い段階からキャリア教育の重要性を意識し計画的・総合的に行うこと。

関連項目

- ・進路指導の充実、キャリア教育の実施……79・94～98

人権尊重の教育を推進する

(7) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。

関連項目

- ・人権教育の推進……62～65
- ・「教職員人権研修ハンドブック」の活用……143
- ・様々な人権課題への対応……66～71
- ・教職員の人権意識……150～152

情報リテラシーを育成する

(8) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信が発生しているという現状を踏まえ、インターネットや携帯電話の利用等、児童・生徒の活用状況を把握し、情報の取扱いについての基礎的な資質や能力を養うよう指導すること。

その際、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。とりわけ、携帯電話やネット上のいじめ等の課題解決に向け、校内での原則使用禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にするとともに、携帯電話使用をめぐる危険性を認識し、その対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

関連項目

- ・情報教育等の推進……33・43
- ・生徒指導の充実……82・83

障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援する

(9) 府立学校においては、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局平成19年4月通知）を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育の充実を図ること。

「個別の教育支援計画」については、就学前から学校卒業後までを見据えた、一貫した教育的支援を行うため、本人・保護者の参画を一層推進し、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握するとともに、福祉・医療・労働等の関係機関と連携の上作成し、より効果的な活用に努めること。

「個別の指導計画」についても、障がいの状態や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的でわかりやすい内容表記を心掛けるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に十分説明し、理解を得ながら、PDCAサイクルにのっとりた指導改善に努めること。

(10) 府立支援学校においては、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図るため、組織的な校内体制づくりを一層進めること。また、支援学校リーディングスタッフを中心に、市町村リーディングチーム等との連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのあるすべての幼児・児童・生徒のための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成援助なども含めた地域支援に努めること。さらに、地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校のWebページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。

(11) 府立高校においては、障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、校内委員会の設置や支援教育コーディネーターの指名を行うとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に努めること。また、障がいのある生徒一人ひとりのニーズに応じた進路に関する適切な情報を提供するなど、進路指導を充実するとともに、「個別の教育支援計画」を踏まえ将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学等の機会の充実に努めること。

関連項目

- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の推進・・・72・76・78
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実・・・73・79
- ・職業教育・進路指導の充実、地域支援ネットワークの構築・・・75・77・79・80
- ・支援学校教員の専門性の向上、センター的機能の充実・・・74

中途退学・不登校の減少に取り組む

(12) 中途退学の防止についてはこれまで、不本意入学の防止、生徒指導の充実、学習指導の充実に3つの基本として取り組んできたところである。

平成21年度は中退率が前年度に比べて大きく減少しているが、依然として全国平均より高くなっていることを踏まえ、引き続き従来の取組みに加え、中高連携・人間関係づくり・基礎学力充実に重点を置いて取組みを推進すること。また、スクールカウンセリング・スーパーバイザー等を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、自らの生き方を考えさせるキャリア教育の視点からの取組みも実施すること。

(13) 大阪府の不登校の割合は全国平均と比較して高くなっており、不登校から留年や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、校内相談体制の充実に図るとともに、家庭や出身中学校、地域、教育センターなどの関係機関とも連携しながら取組みを推進すること。

関連項目

・教育相談体制の充実……85・91
・不登校に対する支援……87

・中途退学の防止……86

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

子どもたちの命を守る

- (14) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、事故に巻き込まれるなど、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、すべての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むとともに、児童・生徒の状況把握や、相談体制の充実などに取り組むこと。
- (15) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加しており、大阪においても深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日ごろから十分注意を払い、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。そのために「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止指針のてびき～」(平成22年10月改訂)等を教職員へ周知徹底すること。
- (16) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するほか、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

関連項目

- ・ AEDを含めた心肺蘇生法実習……52
- ・ 薬物乱用防止……53
- ・ 教育相談体制の充実……85・91
- ・ 安全教育・安全管理……102～105・109
- ・ 危機管理体制の整備・充実……106～108

IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

学校運営体制の確立を図る

(17) 校長は、学校経営に当たりリーダーシップを十分に発揮し、「学校組織運営に関する指針」（平成18年12月施行、平成22年12月改訂）に基づく学校運営を行うこと。その際、学校は中期的目標を確立し「学校経営計画」を策定して、P D C Aサイクルによる学校経営を推進するとともに、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校のWebページ等を通じて広く府民に公表すること。

関連項目

- ・学校経営計画・学校教育計画の策定……23・115
- ・校内整備体制の整備・構築……115・122
- ・学校評価の推進……121
- ・開かれた学校づくり……117・118
- ・個人情報の適正管理……128～130

教職員の資質向上を図る

(18) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なO J Tの推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、学校運営の中核を担うミドルリーダーの育成及び初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ること。

(19) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、児童・生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

(20) 児童・生徒と向き合う時間を確保するため、校内イントラネットを活用した校務のI C T化を進めること。また、すべての教員が授業においてI C Tを活用できるよう、校内研修を実施すること。

関連項目

- ・I C T機器の活用……33・43・130
- ・研修の充実、O J Tの推進……135・138～145
- ・教職員の評価・育成システム……136
- ・ミドルリーダーの育成……140・141
- ・指導が不適切な教員への対応……147
- ・体罰の禁止……150
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止……151～153
- ・パワー・ハラスメントの防止……154

◆ 第1章 確かな学力への取組み

(1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (21) 「プラン」及び学習指導要領を踏まえ、各学校の特色ある教育活動が児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学びにつながるよう教育の充実を図ること。その際、「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」対象校については、その設置理念と目標を踏まえること。
- (22) 特色づくりを進めるに当たっては、自校の教育目標を踏まえるとともに、その取組みが中・長期的な展望に立ったものとなるよう留意すること。また、成果の検証を適切に行うこと。
- (23) 校長は、自らの権限と責任のもと、めざす学校像の実現に向けて、中期的目標（3か年）を踏まえ、当該年度の重点目標を示した「学校経営計画」と、それに基づいた当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」を策定すること。さらに、保護者・地域等に対し「学校経営計画」及び「学校教育計画」の内容や、その達成状況について機会をとり説明し、理解を得るよう努めること。
- (24) 各学校における教育課程の編成は、学習指導要領に則して適正に行うこと。また、高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領改正の趣旨を踏まえ、各教科・科目及び「総合的な学習の時間」等の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、「学校設定教科・科目」を積極的に取り入れるなど、各学校が創意工夫を生かした教育課程の編成に努めること。
その際、府教育センターのカリキュラム研究室・支援教育研究室と十分連携を図ること。
- (25) 一人ひとりの進路実現を図るため、特色ある教育課程を工夫し、生徒の実態に応じて学習指導の充実を努めること。

<学習指導>

- (26) 学校週5日制のもとで、学習活動の充実が求められている。各学校においては、授業日数及び各教科・科目等の授業時数の確保に努めること。
- (27) 学習指導に当たっては、学習指導要領に基づく中学校の学習内容を十分に理解した上で効果的に行うこと。
- (28) 児童・生徒の学習評価については、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方について十分検討し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を適切に評価できるよう工夫・改善すること。
- (29) 校長は授業観察等を通じて現状の把握を行うこと。また、多様な観点から授業を評価・検証するため、「授業評価ガイドライン」を活用して、授業アンケートをはじめ、教員相互の研究授業や保護者などを対象とした公開授業を実施し、授業改善のシステムを充実させること。あわせて、指導と評価の年間計画（シラバス）を一層充実させること。
- (30) 「総合的な学習の時間」の実施に当たり、各学校においては、学校や地域の実情、児童・生徒の実態等に応じて、自然体験やボランティア活動など社会奉仕体験、勤労体験、交流体験などの体験学習や、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、問題解決的な学習活動を積極的に取り入れるなど創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
その際、新学習指導要領で示された、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習に配慮するとともに、すべての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。

- (31) 生徒の多様な興味・関心等を踏まえ、学ぶ意欲を高め、生徒の個性を一層伸ばす観点から、高大連携等により、大学・専修学校等における学習、知識及び技能に関する審査、ボランティア及び就業体験等に係る活動を積極的に取り入れ、その学修の成果の単位認定制度を活用すること。その実施に当たっては、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、所定の手続きを行うこと。
- (32) 学習の形態については、ティーム・ティーチング、習熟度別学習、少人数指導、体験学習等、生徒の実態に応じた工夫を行うこと。
なお、実施に当たっては、事前、事後の児童・生徒の学習到達度を把握し、その効果の測定に努めること。
- (33) 各教科・科目等の指導に当たっては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実すること。
- (34) 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。
また、各教科・科目、「総合的な学習の時間」及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。埋蔵文化財調査による土器などの出土文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作るなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用されたい。その際、「出かける博物館」事業である学校に対する出前授業や文化財資料の貸し出し、世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群について取り上げることなどについても配慮すること。

参 考（身近な社会教育施設等）

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、リパティおおさか、大阪国際平和センター、体験活動ボランティア活動支援センター、日本民家集落博物館、上方演芸資料館

- (35) 加配教員の活用に当たっては、配置の趣旨を踏まえて適切に活用するとともに、その効果を測定するよう努めること。
- (36) 学校図書館を調べ学習に積極的に活用することや、朝の読書活動等により、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。あわせて、司書教諭や他のすべての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。
また、学校図書館の有効活用に当たっては、「学校図書館活性化ガイドライン（仮称）」（平成23年3月発行予定）を活用すること。
- (37) 学校設定科目の工夫による基礎学力の確実な定着を図る取り組みや、メロディチャイム等を活用した教育環境づくりの取り組みなど、他校の成功事例を参考に、自校の課題解決を図ること。

<国際理解教育>

- (38) 教育基本法改正の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。
国際化が進展する中であって、自国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めるよう指導すること。
- (39) 国際教育については、生徒が、国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するよう、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動及び課外活動との有機的な関連を図りつつ、学校教育活動全体の中で取り組むこと。その際、「国際理解

教育推進交流事業」等の活用や海外の学校との友好交流等を推進するとともに、地域社会の人材を積極的に活用するなど、継続的な推進を図ること。

(40) 海外修学旅行の実施に当たっては、安全確保、健康管理等に配慮するとともに、その目的を明確にし、生徒の国際理解を深める観点から、現地校との交流活動を積極的に実施するなど、その内容の充実に努めること。

(41) 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

<環境教育>

(42) 児童・生徒自ら地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。

その際、環境教育は多くの教科・科目の内容に関わることから、「総合的な学習の時間」を活用するなど、教科横断的・総合的に推進すること。また、環境に関する学校設定教科・科目やコース等の設置について、検討すること。

<情報教育>

(43) 情報機器を利用した犯罪が増加していることを踏まえ、府教育委員会の作成した資料「情報モラル指導資料」等を活用し、情報モラルの指導に努めること。その際、情報を主体的に読み解く力などのメディアリテラシーについて、生徒が身に付けることができるよう指導すること。

また、学校や生徒に関するネット上の書き込み等については、「インターネット上において学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的内容を含む書き込みを発見・確認した場合の対応について」（平成17年11月）に基づき、適切に対応すること。

<平和教育>

(44) 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）やピースおおさか等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

<部活動>

(45) 部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重するとともに、学校週5日制の趣旨も踏まえ、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施すること。また、他校や地域と連携した活動等について学校全体として積極的に取り組むこと。

(46) 「府立高等学校部活動検討委員会」の提言を踏まえ、府教育委員会が通知した「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いについて」（平成17年7月）の内容が各学校において適切に運用されるよう努めること。

(2) 校種間の連携強化

(47) 「総合的な学習の時間」をはじめ学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。

(48) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的開催するよう配慮すること。

- (49) 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校など、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。

(3) 健康教育の充実と体力づくりの推進

- (50) 幼児・児童・生徒が自ら健康増進を図るとともに、心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で安全な活力ある生活を送ることができるよう、健康教育の充実や体力づくりの推進を図ること。
その際、幼児・児童・生徒の実態に即して、家庭や地域と連携を図りつつ校内指導体制を整備し、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組むこと。
- (51) 幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・主治医・学校医・保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人が自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう指導すること。さらに、これらの指導を充実するため、年に1回以上、学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。
- (52) すべての教職員が、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるため、講習等を毎年実施するよう努めること。また、生徒に対して保健の授業等において実習が実施できるように計画すること。
- (53) 喫煙・飲酒・覚せい剤・大麻等薬物乱用防止教育については、指導計画を策定するとともに、保護者への啓発を含め、薬物乱用防止キャラバンカーの招へいや、専門家（学校薬剤師・警察官・保健所職員等）による薬物乱用防止教室の開催など、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、薬物乱用防止教室については、年に1回以上開催すること。また、医薬品等の正しい使い方についても、取り扱うこと。
- (54) 性教育及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。その際、「性教育指導事例集」等を積極的に活用すること。
- (55) 養護教諭の複数配置校（高等学校）は、その効果を客観的に測定する方策を検討し、評価を行うこと。さらに保健学習への参画など、生徒の心身の健康問題への対応や健康教育の充実に向けた積極的な取組みを一層進めること。
- (56) 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、学校における食育を推進すること。
学校給食実施支援学校においては、食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を実施するとともに、家庭と連携した取組みを推進すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、食育の充実に向け、一層積極的な取組みを進めること。

◆ 第2章 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

(1) 心の教育の充実

(57) 社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、公共のマナーやルールを守るなど、社会人への第一歩として、規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、よりよい社会を創っていく態度等の育成に努めること。

(58) 道徳教育については、道徳教育全体計画を作成し、体験的な活動の機会の充実を図るとともに、教科・科目の学習や特別活動等の教育活動全体を通じて推進すること。

また、大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域と積極的に連携し、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動、生徒指導等を通じて、人間としての在り方生き方についての自覚を深める取組みを進めること。

(59) 各学校においては、児童・生徒の発達段階や地域の実情に配慮し、ボランティア活動など社会奉仕体験や自然体験等の様々な体験活動の充実を努めること。

(60) 「こころの再生」府民運動の取組みに際しては、家庭・地域との連携のもと、各学校の特色に応じて、「5つのこころ」を大切にし、7つのアクションの具体的な実践を行うこと。特に、「愛さつOSAKA」のキャッチフレーズやロゴ等を活用し、各学校におけるあいさつ運動の推進に努めること。

(参考)

・ 5つのこころ

生命を大切にする、思いやる、感謝する、努力する、ルールやマナーを守る

・ 7つのアクション

「あかんもんはあかん」と、はっきりしかろう

「ええもんはええ」と、はっきりほめよう

「ユーモア」を大切にしよう

「あいさつ」をもっと大切にしよう

「おかげさんで」を大切にしよう

子どもの話をじっくり聞こう

地域にどんどん出て行こう

・ 「愛さつOSAKA」

(愛さつOSAKAのロゴマーク)

O=おはよう

S=さよなら

A=ありがとう

K=こころの

A=あくしゅ



(61) 自他の生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、豊かな人間性や社会性を身に付けさせるため、リバティおおさかのリニューアルした展示や出前授業（学校 de 博物館）の活用を図ること。

(2) 人権尊重の教育の推進

- (62) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の関係法令及び「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進すること。
その際、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」並びに「大阪府人権教育推進計画」（平成17年3月）等、人権に関する府の各条例・方針・計画、国の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等に留意すること。
- (63) 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意するとともに、幼少期から生命の尊さに気づかせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
さらに、人権教育を進めるに当たっては、「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）「人権教育COMPASS」（平成22年8月）等を活用し、発達段階に応じた指導に努めること。
- (64) 平成13年の「大阪府同和対策審議会答申」及び、平成15年2月の教育長通知「同和問題の早期解決に向けた基本的考え方について」の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- (65) 人権教育の推進に当たっては、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。また、関係研究組織との連携の充実を図るとともに、より学校教育に活用できる施設としてリニューアルしたりバティおおさかの活用に努めること。
- (66) 府立学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。
「学校における人権教育推進のための事例集」（平成14年11月）等を活用した教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き人権意識を高揚するとともに、校内組織体制を整備して、人権が尊重された教育の推進に努めること。とりわけ、いじめの防止については「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」に基づき、適切に指導すること。
- (67) 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月改訂）及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導の手引き」（平成18年3月）を活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。
- (68) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した生徒については、教育サポーター及び「高等学校教科用語集（英語対訳）保健体育分野・家庭科分野」（平成22年3月）等を活用し、学習言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。また、府が実施する研修等を通して、担当教員等の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。
さらに、学校生活などのサポート情報を外国語に翻訳したWebページ「多言語による学校生活サポート情報」（平成13年3月）等を活用し、学校生活、進路の支援に努めること。
- (69) 男女平等教育の推進に当たっては、「大阪府男女共同参画推進条例」（平成14年4月）の趣旨を踏まえ、「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）を活用し、すべての教育活動において、男女の人権を尊重し、特に固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。また、男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いなどについては、男女平等を基礎としたものになるよ

う努めること。

各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。

(70) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、府教育委員会及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。

(71) P T Aの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、家庭・地域社会との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。その際に大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材「動詞からひろがる人権学習」等を活用するとともに、府主催研修等への積極的な参加を促すこと。

(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

(72) 平成15年に策定した「第3次大阪府障害者計画」を踏まえ、障がい者に対する無理解や偏見などを取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいに対する理解を深める学習を計画的に推進するとともに、「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」(平成18年6月)及び「精神障がいについての理解を深めるために」(平成20年5月改訂)を活用しながら、障がいのある幼児・児童・生徒の自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していける指導に努めること。

(73) 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援については、「発達障害者支援法」の趣旨を理解し、一人ひとりのニーズ、障がいの状態や特性を踏まえた適切な指導・支援を行うこと。

とりわけ、高等学校においては、新学習指導要領の趣旨が生かせるよう、府教育センター等で実施する研修の積極的な活用に努めるとともに、冊子「明日からの支援に向けて」(平成21年3月)等を活用した校内研修の機会の充実を図ること。

(74) 支援学校においては、在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、教員の専門性向上を図る研修を計画的に実施するとともに、特別支援学校教諭免許状保有率を向上させること。また、支援学校の教員にあっては、積極的により専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

(75) 支援学校においては、学校教育審議会答申「これからの大阪の教育がめざす方向について」(平成20年7月)を参考に、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、社会のニーズや大阪の産業特性を踏まえ、職業コースや地域・企業と連携した教育課程の編成等を含め、高等部の在り方について見直しを行うこと。

(76) 「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」の改定(平成21年8月)により、これまでの知的障がい生徒自立支援コース(9校)・共生推進教室(1校)に加え、平成22年度から新たに府立高校3校に共生推進教室を設置した。すべての高等学校においても、障がい者理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。

- (77) 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、人権尊重の観点に立って十分な配慮を行うこと。とりわけ、高等学校に在籍する障がいのある生徒については、個々の状況に即して学習指導や評価の在り方を工夫するなど、進級・卒業をめざして適切な指導を行うとともに、労働・福祉関係諸機関との連携のもと、進路指導をはじめ、校内支援体制の充実を図ること。
- (78) 府立学校においては、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、指導資料『『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために』（平成18年6月）を活用するなど、その相互理解を促進するよう努めること。さらに、支援学校にあっては、在籍する幼児・児童・生徒の居住する地域の学校との交流及び共同学習が推進されるよう努めること。
- (79) 府立学校においては、障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図り、自己実現や社会参加を促進するため、指導方法の工夫や適切な指導・支援を行うこと。とりわけ支援学校においては、福祉や労働等の関係機関、企業等との連携を更に密にし、学校訪問の機会の拡充等により障がいや、障がいのある生徒についての理解啓発を行うとともに、職業教育の充実を図ること。さらに、早期から就業体験等の機会を増やすとともに、職域の拡大を図り、就職率の向上に努めること。なお、生徒が就労する際には、「最低賃金法」の趣旨を踏まえ、適切な進路指導に努めること。
- (80) 支援学校においては、関係機関と連携し生徒の就職後においても、職場への定着を支援するため巡回指導を行ったり、校内の支援体制の充実を図るなど、卒業生や企業が相談できる体制づくりに努めること。
- (81) 支援学校においては、部活動等による放課後の学校教育活動の充実を図るとともに、夏季休業日をはじめとする長期休業期間等における学校内外の施設を活用した諸活動の充実に努めること。

(4) 生徒指導の充実

- (82) 府立学校において暴力行為の発生件数が高い水準で推移しており、予断を許さない状況である。また、いじめについても引き続き厳しい状況にある。さらに、近年、携帯電話やパソコンの急激な普及により、メールやインターネットを利用したいじめや性犯罪など、新たな生徒指導上の課題として、重大な事象に発展しかねないものも生起している。
- このような状況を踏まえ、各学校においては、あらゆる教育活動を通じて、暴力を否定する気風を醸成するとともに、児童・生徒一人ひとりに生命の大切さや善悪の判断など人間としての社会生活のルールや基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるよう、生徒指導体制の確立を図ること。また、学校として一体となって取り組むよう努めるとともに、問題行動の兆候を早期に発見し未然に防止するため、教育相談体制の充実を図り、家庭・中学校・地域・警察等の関係機関との連携を一層進めること。
- (83) 児童・生徒の携帯電話の利用実態を踏まえ、過度の依存からの脱却を図るため、府立学校内での児童・生徒の携帯電話の使用については「原則禁止とすること」をはじめ、学校における指導方針を明確に示し、あわせて家庭との連携を図ること。さらに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発に努め、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。また、携帯電話の所持・使用について必要な実態把握を行い、校内支援体制の構築を図り、あわせて児童・生徒・保護者に対し、被害相談のための第三者性を有する支援機関の周知に努めるなど、早期発見・早期対応に努めること。学校だけで解決することが困難な事象が生じた場合は、府教育委員会に報告・相談し、府教育委員会、市町村教育委員会、府警察本部、関係機関等が連携し、構築する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用して解決を図ること。

今後の取組みに際しては、「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」（平成20年12月）を参考にすること。

- (84) いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害を受けた児童・生徒の立場に立った適切な指導を行うこと。いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、生徒指導体制の充実を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めること。

未然防止の観点からは、児童・生徒がいじめに対して「NO」と言える実践力を身に付けることができるよう「いじめ対応プログラム」を活用した取組みを一層推進するとともに、各学校における教育相談体制の充実及び「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図ること。さらに、いじめが起こった際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に対応すること。また、学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会に設置した「子ども支援チーム」と連携し解決を図ること。

とりわけ、いじめの実態把握のためのアンケート調査を実施した上で、これに加えて、各学校の実態に応じて、個別面談、個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等の活用など、更に必要な取組みを推進すること。

- (85) 児童・生徒の観察をきめ細かく行い、いじめや長期欠席など児童・生徒の状況を的確に把握するよう努め、児童・生徒の自立を促し、豊かな人間関係をつくる力を身に付けさせるよう支援するとともに、命の大切さについて児童・生徒に考えさせるよう努めること。

また、児童・生徒一人ひとりが発するサインを的確に受け止め、適切に対応できるよう、スクールカウンセリング・スーパーバイザーや精神科医等の活用を図るなど、校内の相談体制や校内研修の充実を努めること。

- (86) 中途退学の防止に向けて、全教職員による指導体制を確立すること。

また、生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、生徒の成就感や自尊感情を高めるよう、魅力ある教育活動の工夫に努めるなど、中途退学防止の取組みを推進すること。特に、入学1年目において中途退学する生徒が多いことから、合格発表後できるだけ早期に中学校や家庭との連携を密にするなど生徒指導の充実を図るとともに、生徒の人間関係づくりの取組みを推進すること。さらに、授業内容の工夫・改善など学習指導の充実に、より一層努めること。あわせて、進級等に関する内規等を見直し、その運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。加えて、外部の専門家を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から、キャリア教育によって自らの生き方を考えさせるなどの取組みも実施すること。

また、進路変更を希望する生徒に対しては、十分相談に応じられるよう校内体制を整え、必要に応じて転学等についての情報を提供するなど、適切な進路指導を行うとともに、その受入れに当たっては、柔軟な対応に努めること。

- (87) 不登校の要因として、学業や友人関係でのつまづきなど学校生活に起因するものが多くを占めていることから、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、特に、小中学校時に不登校であった生徒や、高等学校等入学後も欠席傾向がある生徒に対しては、当該生徒の出身中学校や家庭等と密接に連携を取りながら、効果的な方策を検討すること。

- (88) あいさつ、服装、遅刻についての指導や集団活動に関する指導等を通じて、児童・生徒が公共のルールやマナーの重要性を自覚するとともに実際に守ることを体験することによって、規範意識が育まれるよう、教職員の共通理解のもと組織的に一貫性を持って指導すること。

また、規範意識は家庭教育を基盤に、学校におけるあらゆる教育活動の中で育まれるものであることから、各学校においては児童・生徒はもとより保護者との信頼関係を築くとともに共通の理解が形成されるよう取り組むこと。

- (89) 学業や課外活動をはじめとした学校生活において、平素より研鑽を積み、他の模範となる成果を収めた児童・生徒に対し、表彰等を活用しながら、児童・生徒のがんばりや努力、やる気を引き出し、児童・生徒の励みとなるような取組みを推進すること。
- (90) 少年非行等の問題行動に対しては、青少年健全育成のための連携マニュアル「心のすくらむ」(平成13年7月)を活用し、子ども家庭センターや少年サポートセンター、警察等の関係機関との連携を図りながら、問題の解決に努めること。
- (91) 教育相談の推進組織を校務分掌に位置付けること。
また、保健室の健康相談活動についても、全校的な相談体制との連携を図るとともに、一層の充実に努めること。
- (92) 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じて適切に指導すること。
- (93) 校則は、児童・生徒の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、児童・生徒の自主性に任せてよいものなどに整理し、各学校の実情に応じて適切に見直すこと。
また、指導に当たっては、画一的な指導や行き過ぎた指導とならないよう留意し、懲戒規定についても見直すとともに、児童・生徒や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図ること。

(5) 進路指導の充実

- (94) キャリア教育の実施に当たっては、府のキャリア教育の指針をもとに、小学校・中学校・高等学校の連携を推進するとともに、「16才からの“シューカツ”教本」を活用し、入学時から卒業時までを見通した系統的・継続的な取組みとなるよう努めること。なお、定時制・通信制においても、キャリア教育の一層の充実に努めること。
また、地域や関係団体、専修学校等と連携して、インターンシップや職場見学等の体験学習等を推進し、生徒が自己の職業適性や将来設計について考えることができるよう努めること。
- (95) 進路指導を行うに当たっては、入学当初から計画的に行うとともに、生徒一人ひとりの進路や生き方に関する悩みを受け止め、生徒が自分の意志と責任で進路を選択することができるよう、カウンセリング機能の充実に努めること。同時に、進路に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実に努めること。
- (96) 就職指導に当たっては、ハローワーク等との連携を図るとともに、府教育委員会、関係労働行政機関、JOBカフェOSAKA等が実施している就職支援施策等を積極的に活用し、就職を希望する生徒の支援に努めること。
また、近畿統一応募用紙の趣旨や経緯を生徒に十分理解させるとともに、就職受験報告書を活用し、問題事象、内定取消等が生じた場合には、適切かつ速やかに対応すること。
進学指導に際しては、進学問題事象報告書を活用すること。
- (97) 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、奨学金教育教材等を活用し、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実に努めること。また、奨学金等の活用や進路に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。なお、生徒及び保護者に対しては、入学年次から奨学金制度の趣旨や目的等について理解させるとともに、返還に対する意義と責任等についても自覚するよう指導すること。
- (98) 経済的理由により就学困難な生徒を支援する大阪府育英会奨学金など就学のための援助制度の利用に当たっては、生徒及び保護者に対して、趣旨や目的をよく理解させ、とりわけ生徒に

対しては、学業に励み、将来、社会に還元すべき責任と自覚を持つよう指導すること。

また、授業料以外の諸費や部活動費などについても、十分精査し、高額にならないよう配慮すること。

(6) 国旗・国歌の指導

(99) 入学式や卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう適切に指導するとともに、「望ましい形」となるよう、その指導の徹底に努めること。

(100) 入学式や卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるよう指導すること。その際、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するとともに節度ある行動を取ること。

(101) 府立高等学校及び支援学校においては、平成21年度卒業式及び平成22年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施率は、ともに100%となっている。

平成22年度入学式における「望ましい形」による実施率は、府立高等学校では100%、支援学校では95.8%となっているが、教員の起立状況において、なお、課題のある学校があり、指導の徹底を図ること。

◆ 第3章 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

(1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実

- (102) 子どもの安全を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業期間中の登校日等における必要な措置を講じ、学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- (103) 幼児・児童・生徒が安心して生活できるよう学校及び子どもの安全を守るための諸通知に基づき、学校・地域の実情や幼児・児童・生徒の実態に応じた適切な安全対策を講じるとともに学校独自の危機対応マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うなど、安全教育の一層の充実を図ること。
- (104) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健、学校安全の取り組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。また、「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。
- (105) 警察等の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」の設置を図るなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。
- (106) 災害及び万一の事件・事故の発生をはじめ、あらゆる緊急事態に対処できるよう防犯及び防災計画を策定し、救急体制及び防犯・避難訓練や施設・設備の点検・整備等の危機管理体制を確立するとともに、教職員の連絡・配備体制について日ごろから周知徹底を図ること。あわせて防災教育の充実を図ること。
また、道路交通法改正を踏まえ、登下校時等の自転車利用時のルールやマナー等、交通安全に関する指導を充実すること。
- (107) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び集中豪雨・落雷等の自然災害や熱中症等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。
なお、国民健康保険法を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けることができなくなることを防ぐよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。
- (108) 学校給食実施支援学校においては、学校給食法「学校給食衛生管理基準」に基づく、適切な衛生管理により、食中毒発生の防止に努めること。
- (109) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取り組みを点検し、その強化を図ること。

- (110) 上記の取り組みを推進するに当たっては、以下の資料等を参考にすること。

<安全教育関係>

「学校における防災教育の手引(改訂版)追加資料 備えよう地震・津波 進めよう 防災教育」
府教育委員会

(平成19年3月)

「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集」府教育委員会

(平成18年7月)

安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」府教育委員会

(平成15年3月)

- 「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省
(平成22年3月)
- 「防災教育のための参考資料『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」文部省
(平成10年3月)
- 「学校における防災教育の手引き(改訂版)」府教育委員会
(平成8年3月)

<安全管理関係>

- 「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」文部科学省
(平成19年11月)
- 「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」府教育委員会
(平成17年3月)
- 「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」府教育委員会
(平成16年3月)
- 「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)」府教育委員会
(平成15年12月)
- 「学校の安全管理に関する取組事例集」文部科学省
(平成15年6月)
- (参 考)
- 「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」文部科学省
(平成16年1月)
- 「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」府教育委員会
(平成14年10月)
- 「学校における児童生徒等の安全を確保するために」府教育委員会
(平成13年7月)

(2) 教育コミュニティの形成

- (111) 地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々が、共に子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わるシステムに参画し、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることなどにより、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ること。
- (112) 学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる教育コミュニティづくりを推進するため、「地域教育協議会(すこやかネット)」に積極的に参画・協力すること。
- (113) 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化を図り、教育コミュニティづくりに寄与できるよう努めること。
- (114) 保護者の主体的な学びを促進し、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るため、親学習教材『親』をまなぶ・『親』をつたえる』を活用したPTA研修等の実施に努めること。
また、府教育委員会が実施する親学習に関する教員研修に積極的に参加し、児童・生徒に対しても、学校の授業等において、「親」となるための準備としての親学習の推進を図ること。
これらの実施においては、親学習リーダー養成講座修了者等との効果的な連携・協働を図ること。

◆ 第4章 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

(1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (115) 校長は、「プラン」と児童・生徒の課題や保護者・地域のニーズを踏まえた中期的目標を確立し、その実現に向けた学校経営計画を策定すること。学校経営計画の策定に当たっては、可能な限り数値目標を掲げるなど、教職員が達成目標に向け一丸となって取り組むことができる内容になるよう努めるとともに、めざす学校像の実現に向け学校経営計画を教職員に周知し、学校運営における組織的な取組みを推進すること。
また、課題に対し適切かつ迅速に対処できる機動的な学校運営体制の構築に際しては、校務の要である首席を活用すること。
- (116) 校長は、学校運営に当たり、必要に応じて高等学校課の3つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）の活用を図ること。また、府教育委員会作成の「保護者等連携の手引き」（平成22年3月）、「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年3月）及び「ミドルリーダー育成プログラム（第2版）」（平成23年3月発行予定）を校内研修等で積極的に活用すること。
- (117) 当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、家庭や地域とも連携し自主的・自律的に特色ある教育活動を展開することができるよう、学校運営体制の整備・充実に努めること。
- (118) 開かれた学校づくりを進めるため、保護者等の理解と協力を得て教育活動を展開する観点から、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行うこと。その際、幼児・児童・生徒の人権に対する配慮や個人情報の保護、安全確保等についても十分配慮すること。
- (119) 学校の特色づくりを更に推進し、中学生（支援学校中学部生を含む）に適切な進路情報を提供できるよう、体験入学等を中学校との連携により実施すること。また、中学校を訪問し学校説明を行うとともに、学校説明会等においても、中学生や保護者に進路情報を提供する際には、生徒の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択ができるよう各校の特色ある取組みの周知に努めること。
- (120) 学校のWebページについては、学校経営計画や教育方針、教育課程、とりわけ特色ある教科・科目や「総合的な学習の時間」等を含む年間授業計画（シラバス）、学校評価報告書や進路状況等、中学生や保護者のニーズに対応した教育情報の掲載に努めること。その際、最新の情報を発信するよう適宜更新を行うとともに、個人情報の取扱いについて配慮すること。
- (121) 学校の評価に当たっては、学校教育自己診断と学校協議会を関連させて活用するとともに、評価結果を踏まえ、学校運営の改善に努めること。また、高等学校課の「診断支援チーム」を積極的に活用すること。
学校協議会を活用するに当たっては、委員による教育活動・授業等の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めること。
- (122) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。
また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間等をより一層確保する観点から組織マネジメントの手法をもとに、機能的な学校運営に努めること。
- (123) 工科高校については、大阪の産業基盤を継承・発展できる学校づくりをめざし、地域産業との連携強化や、府立大学、府立大学工業高等専門学校（平成23年4月名称変更予定）など高等

教育機関との接続の拡充を図ること。

また、定時制（多部制単位制を含む）・通信制高校においては、府民の再学習等の支援、地域への貢献及び地域との連携の観点から、定時制通信制オープンスクール事業（聴講制度の活用）を更に推進すること。

- (124) 学校説明会、学習活動（補習・講習等）や生徒指導等、週休日における多様な教育活動等に関わっては、「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱い」（平成16年9月）を踏まえて適切に行うこと。
- (125) 契約・支出事務等の予算の執行に当たっては、その効率的・効果的な執行に努めること。また、学校徴収金の取扱いについては、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」に基づき適正に処理すること。
- (126) 本府では、「行政の福祉化」に全庁挙げて取り組んでいることから、府立学校においても、校舎等の建物清掃や除草業務等の外注に当たっては、知的障がい者の清掃訓練の場の確保・拡大を支援する観点に立って、業者の選定を行うこと。
- (127) 職員会議については、「学校教育法施行規則」「大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則」及び「学校組織運営の指針」に基づき、その適切な運営に努めること。あわせて、その会議録については、公文書として必要な項目と内容を適切に記録し、保管すること。
- (128) 「個人情報保護法」、「個人情報保護条例」及び「情報公開条例」の趣旨に基づき、個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。
- (129) 定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した記録媒体を含む）について、その取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。あわせて、行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管について研修を深め、教職員一人ひとりの自覚を促すこと。
また、校内における行政文書等の管理を一層適切に行うとともに、府民からの情報公開等の請求に対する確に対応すること。
- (130) コンピュータで情報の処理を行うに当たっては、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、校内で作成した取扱規定の趣旨を全教職員に周知・徹底し、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。
- (131) 「府立学校における表簿及び証明書等の氏名及び生年月日の記載について」（平成21年10月）を踏まえ、法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。また、法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うこと。
- (132) 一家転住等、本人の責任によらないやむを得ない事情による転入学については、円滑な受入れを図ること。府立高校間の自己実現のための転入学については、在籍校においては十分に指導を行い、転入学希望先の高校は積極的に転入学考査の機会を設けること。また、多部制単位制高校においては、転部について、多部制単位制の趣旨を踏まえ、校長が適当と判断する場合に、その対応を行うこと。

(133) 授業料及び空調使用料については、平成22年度分から無償としたところであるが、平成21年度分以前の未納者に対しては、引き続き「大阪府立高等学校等授業料等徴収事務取扱要領」の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」に基づき、家庭訪問等の適切な方法で保護者と面談するなど、積極的な納入指導に取り組むこと。なお、通常の納入指導では徴収することが困難な場合については、府教育委員会に徴収事務を引き継ぐこと。

また、入学料については、入学前納付としていることから、その趣旨及び修学支援の制度などについて十分説明し、入学料の未納防止に努めること。なお、入学許可の取消しについては、「聴聞手続」など適正な手続を経た後、実施すること。

(2) 教職員の資質向上

(134) 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、幼児・児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。

(135) すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるよう校内研修等の充実を図ること。また、教職員は日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

(136) 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。

特に、制度の変更点について教職員に十分周知するとともに、全教員の授業観察を実施するなど職務遂行状況の的確な把握と日々の指導助言に努めること。また、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準を踏まえ、適正に行い、評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとなるよう努めること。

(137) 教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが確実に行われるよう適切な対応を行うこと。

(138) 社会の変化、国や府における新たな動き、各学校の課題等を踏まえ、具体的な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。

(139) 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。さらに、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員を校内研修の講師として活用したり、指導教諭等を有効に活用するなど、研修成果をすべての教職員が共有し、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。

また、長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民にわかるように工夫すること。

(140) 日常的なOJTの推進に当たっては、「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（平成20年3月）を活用すること。

(141) ミドルリーダーの育成に当たっては、高等学校課の「育成支援チーム」及び府教育センターにおけるリーディング・ティーチャー養成研修等を積極的に活用すること。

(142) 学校づくり・授業づくりに関しては、校内研修・研究授業の充実を図るなど、教職経験の少ない教員をはじめとする教職員全体の指導力の向上に、学校として組織的に取り組むこと。その際、府教育センターのカリキュラムNAV i プラザによる学校支援等を積極的に活用すること。

- (143) 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。その際、「教職員人権研修ハンドブック」（平成22年4月改訂）を活用すること。
- (144) 校内研修の年間計画策定に当たっては、府教育センター等で実施する研修との関連に配慮し、夏季休業日などを積極的に活用して実施すること。その際には、社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。
- (145) 児童・生徒の問題事象の未然防止等を図るため、スクールカウンセリング・スーパーバイザーなどを活用した校内研修の充実に努め、教職員一人ひとりのカウンセリングスキルの向上を図ること。
- (146) 教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲・資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図っていくことが必要である。このことから、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、こうした教職員等が多く表彰されるよう積極的に推薦をすること。
- (147) 校長は「指導が不適切である」と思われる教諭等への適切な指導・助言、校内研修の実施など、校内におけるサポート体制を整備すること。その際、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を有効に活用すること。
また、校長は、指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会に申請を行うこと。
新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

(3) 教職員のサービスの徹底

- (148) 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」については、法の趣旨を踏まえ、研修として相応しい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。また、承認手続については、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。
- (149) 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、平成22年9月に改訂した「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」を校内研修等において活用するとともに、平成22年1月に制定した「大阪府教育委員会懲戒処分指針」の周知徹底を図るなど、一層の取組みを進めること。さらに、事案が生起した場合には、校長は事実関係を的確かつ迅速に把握し、速やかに府教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。
- (150) 依然として体罰が生起している現状がある。体罰は法的に禁じられているばかりでなく、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。
特に障がいのある幼児・児童・生徒については、全教職員が子どもの障がいの特性を理解することが必要である。
「教職員の児童生徒に対する体罰の根絶について」（平成21年7月21日）を踏まえ、府教育委員会が策定し、平成19年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル（改訂版）」を活用しながら教職員研修を行うとともに、体罰事象の根絶に向けた取組みを実施し、幼児・児童・生徒の人権に配慮した生徒指導体制を確立すること。

- (151) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。その際に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成20年3月改訂）や「児童生徒に対する性的暴力を防止するために」（平成13年12月）の趣旨を踏まえ、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A集」（平成15年3月）などを活用すること。
- また、リーフレット「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」（平成21年5月）を活用し、生徒・保護者に相談窓口を周知しておくこと。
- 万一、セクシュアル・ハラスメントが起こった場合には、被害者の人権を尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。同時に、校長は府教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。
- また、「障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点」（平成22年11月）を参考に指導方法の点検を行うこと。
- 特に、定期健康診断の実施に当たっては、「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。
- (152) セクシュアル・ハラスメントを防止するために、各学校の相談窓口が機能するように努めるとともに、府教育センターの「すこやか教育相談」や、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」を児童・生徒、保護者及び教職員に周知すること。
- (153) 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成11年3月）に基づき、教職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。
- (154) 「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成22年3月）に基づき、教職員間のパワー・ハラスメントの防止に努め、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。
- (155) 入学者選抜事務の遂行に当たっては、指示系統をあらかじめ決定し、それぞれの役割分担及び作業系統を明確にすること。特に、人為的ミスはどのような場合においても起こり得るという認識のもと、「入学者選抜事務点検マニュアル（第2版）」の内容を踏まえ、各学校の実態に即して、点検したことを確実に確認できるシステムを確立すること。
- (156) 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないこと。なお、飲酒運転を行った教職員に対して、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」（平成22年1月制定）に基づき懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とする。また、飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分を行う。
- (157) 教職員の勤務時間管理等については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）制定の趣旨、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」及び「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度など）に基づき、適切に行うこと。
- また、平成22年5月に制定した「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」に基づき、教育職員の勤務時間を適正に把握し、時間外業務の縮減及び健康の保持・増進に努めること。
- (158) 教職員が条例・規則に定められた勤務時間を遵守し、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。特に、定時制の課程に勤務する教職員については、その勤務態様について厳正を期するよう指導すること。
- また、休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適

正な事務手続をとること。特に病気休暇については、「病気休暇の承認手続の見直しについて」（平成20年5月20日付け教委職企第1215号教職員企画課長通知）を踏まえ、より一層厳正な運用を行うこと。なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」に基づき、厳しい処分を行う。

(159) 休憩時間については、校長が明示を行い、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。なお、職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る府教育委員会の承認が必要であるため、所要の承認手続をとること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認手続は要しない。

(160) 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、適切な対応を行うこと。

特に、母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が妻の出産や育児に積極的に関わるための休暇取得促進に努めること。

(161) 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。通勤不便地等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」（平成13年11月6日付け教委職企第203-1号教育長通知（平成19年3月1日改正））及び「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」（平成13年11月6日付け教委職企第203-2号教職員企画課長通知（平成19年3月1日改正））を参照し、適正な認定事務を行うこと。

(162) 通勤届出以外の方法による通勤については、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう教職員を指導すること。

(163) 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。なお、例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。

(164) 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、「旅行命令」の趣旨を十分認識し、事前に所定の手続きをとるとともに、承認された旅行手段により旅行を行うこと。

資 料

I 大阪府の教育相談

1 大阪府教育センター

名 称	すこやか教育相談
目 的	児童・生徒、保護者及び教職員から学校生活に関わる電話・面接・電子メールによる相談に応じる
電話番号	子どもからの相談（すこやかホットライン） 電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp 保護者からの相談（さわやかホットライン） 電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp 教職員からの相談（しなやかホットライン） 電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp 高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン） 電話 06-6607-7353 24時間対応「すこやか教育相談24」 (平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けています。) 電話 0570-078310 FAX 06-6607-9826 (教育相談室直通)
受 付	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始は休み) ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日
内 容	学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談 (相談は無料、秘密は厳守する) ・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が応じる ・面接相談の場合には事前に学校を通しての電話で予約が必要 ・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など
場 所	大阪府教育センター 教育相談室(本館5階) 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号
交通機関	地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m JR阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1,400m 近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1,700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、<http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/index.htm>

2 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称	グリーンライン(電話相談)
電話番号	06-6772-7867
電話受付	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分
主な相談取扱内容	子どもの非行問題やしつけ等保護者からの未成年に関する困りごとやいじめや友達付き合い等での悩みを本人からの相談を電話で受ける。
名 称	青少年クリニック(面接相談)
電話番号	06-6773-4970
電話受付	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題にあった指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が面接とともに、親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるには、直接電話するか、最寄りの警察署（少年係）まで、ご相談して予約をする。

3 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター
 電話番号 06-6691-2811（代表）
 06-6607-8814（電話相談専用）

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（12時～1時を除く）
 （面接相談を希望する場合は予約制、午前9時15分～午前11時15分）

4 子ども家庭センター（面接相談可能）

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。青少年相談コーナーは各府民センタービル内に設置されている。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	072-844-1331(代) 072-828-0161 072-828-0190	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
池田子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	072-752-4111(代) 072-751-2858 072-751-1800	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、 能勢町に住んでいる方
吹田子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	072-627-1121(代) 06-6389-3526 06-6389-2099	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 島本町に住んでいる方
東大阪子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	0729-94-1515(代) 06-6721-1966 06-6721-5336	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
富田林子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	0721-25-1131(代) 0721-25-1131 0721-25-2263	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、 千早赤阪村に住んでいる方
岸和田子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	072-439-3601(代) 072-445-3977 072-441-0125	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、 岬町に住んでいる方

5 児童虐待通告電話

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000
 夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737

II カリキュラムNAV i プラザ (カリナビ) 及びカリナビ・ランチ

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する研究・相談・情報提供、②校内研修支援のための講師紹介・派遣、③自主研修会の企画・実施への支援、④授業実践等の教材化・普及等を行っている。

また、豊能・北河内・中河内・泉南の各府民センター内にカリナビの支所としてカリナビ・ランチを開設している。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラム NAV i プラザ	〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-1657(直通) <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> navi@edu.osaka-c.ed .jp	○地下鉄御堂筋線「あびこ」駅下車。①番出口から東北東700m ○JR阪和線「我孫子町」駅下車。東へ1400m ○近鉄南大阪線「矢田」駅下車。西南西へ1700m
豊能・三島地区 カリナビ・ランチ	〒563-8588 池田市城南1-1-1 池田・府市合同庁舎内	<TEL> 072-752-4111(代表)	○阪急宝塚線「池田」駅から北東へ500m
北河内地区 カリナビ・ランチ	〒573-8501 枚方市大垣内町2-15-1 北河内府民センタービル内	<TEL> 072-844-1331(代表)	○京阪本線「枚方市」駅南口から南東へ700m ○京阪交野線「宮之阪」駅から西へ500m
中河内・南河内地区 カリナビ・ランチ	〒581-0005 八尾市荘内町2-1-36 中河内府民センタービル内	<TEL> 072-994-1515(代表)	○近鉄大阪線「近鉄八尾」駅から南東へ800m ○JR関西本線(大和路線)「八尾」駅から北東へ2km
泉北・泉南地区 カリナビ・ランチ	〒596-8520 岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル内	<TEL> 072-439-3601(代表)	○南海本線「岸和田」駅南出口から南南東へ800m ○JR阪和線「東岸和田」駅から北西へ900m

III 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後、3年以内の大阪府に在住の中国残留邦人等の家族(二世)の医療機関での適切な受診、福祉事務所等の関係行政機関での助言・指導、学校生活上の諸問題に関する相談、介護保険制度による介護認定及び介護サービスの利用等を円滑に行うため、自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っています。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課 TEL 06-6944-1717

IV 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区六万休町 5-12 大阪少年補導協会内本館 1 階	06-6772-4000	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、 中央区の一部（旧東区）、東成区、 城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、 阿倍野区、東住吉区
梅 田	大阪市北区末広町 3-21 新星和扇町ビル 6 階 605 号室	06-6362-2225	大阪市域のうち、北区、福島区、 此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難 波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2 階	06-6211-3400	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南 区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、 港区、大正区、住之江区
東大阪 八尾 (H23 年 9 月 移転予定)	東大阪市永和 1-15-2 東大阪市シルバー人材センタ ー 1 階 ----- 八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル 4 階	06-6723-3187 未定	東大阪市、八尾市、柏原市
堺 (H23 年 6 月 移転予定)	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-3 堺市役所三国ヶ丘分館 6 階 ----- 堺市西区鳳東町 4-390-1	072-251-9081 未定	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、 忠岡町
豊 中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1 階	06-6866-3000	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、 豊能町
守 口	守口市浜町 1-3-18 2 階	06-6993-0900	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階	0721-25-4922	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田	岸和田市野田町 1-5-5 岸和田市立福祉総合センター 内別館 B 棟 2 階	072-423-2486	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町
茨 木 (H23 年 9 月 移転予定)	茨木市駅前 4-7-2 茨木市教育委員会分室 1 階 ----- 茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル 4 階	072-625-6677 未定	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 島本町
<p>① 受付期間 午前 9 時～午後 5 時 45 分 土曜日、日曜日、祝日は休み</p> <p>② 相談申込 電話か直接来所</p> <p>③ 相談担当者 警察職員</p>			

V 社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27	0725-46-2162	JR阪和線 信太山駅 下車 西へ600m
近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山299	0721-93-8321	近鉄長野線喜志駅から 金剛バス阪南ネオポリス 下車 東へ600m
日本民家集落博物館	〒561-0873 豊中市服部緑地1-2	06-6862-3137	北大阪急行緑地公園駅 西口下車 北西へ1km
フルルガーデン (花の文化園)	〒586-0036 河内長野市高向2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 河内長野駅からバス 「上高向」下車 南東へ800m
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園1-18	072-721-7967	阪急箕面線 箕面駅下車 北へ1km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内1-13-2	06-6866-3622	北大阪急行緑地公園駅 下車 南西へ620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中2	072-367-8891	南海高野線大阪狭山市駅 下車 西へ800m
リバティおおさか	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西3-6-36	06-6561-5891	JR環状線 芦原橋駅下車 南へ600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪市中央区大阪城2-1	06-6947-7208	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR環状線 森ノ宮駅 下車 西へ400m
健康科学センター (ゲンキープ大阪)	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-2	06-6973-3535	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR環状線 森ノ宮駅 下車 東へ100m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10	06-6203-0474	地下鉄又は京阪淀屋橋駅 下車 1号出口北東へ 300m JR環状線 森ノ宮駅 下車東へ100m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線荒本駅 下車 400m
上方演芸資料館 (ワッハ上方)	〒542-0075 大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMBAビル	06-6631-0884	地下鉄なんば駅 南海・近鉄難波駅 下車 200m

VI 学校組織運営に関する指針

平成18・12・7
改訂 平成22・12・22

1 目的

- (1) 校長・准校長のリーダーシップのもとでの組織運営の原則を確認し、学校組織の一体性を確立する。
- (2) 学校教育をめぐる様々な課題と急速な社会の変化に対応できるように、迅速な意思決定により、学校組織の機動力を高めるとともに、絶えず効率的な業務運営を追求する。

2 組織運営に当たって

(1) 中期的目標と学校経営計画

<中期的目標と組織運営>

- ア 校長・准校長は、自らの権限と責任のもと、学校の現状と実態を踏まえて、めざす学校像の実現に向けて中期的目標（3か年）を確立し学校経営計画を策定する。
- イ 組織運営においては、PDCAサイクルを導入し、目標管理を徹底する。
- ウ 教育活動や業務は、特定の個人の力量に負うことがないよう、業務のシステム化・ICT化などによって、組織全体で取り組む。
- エ 年間の業務実態や個々の教職員の業務実態を把握し、可能な限り、業務の平準化を図る。
- オ 校長・准校長は校内組織について常に業務を見直し、必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドする。

<学校経営計画と学校教育計画>

- ア 学校経営計画では、中期的目標を踏まえた当該年度の重点目標、取組内容、評価指標を示す。学校教育計画は、学校経営計画に基づき、当該年度の教育活動について具体的な方針を示す。
- イ 学校経営計画の策定に当たっては、可能な限り目標を数値化するなど、教職員が目標達成に向け一丸となって取り組むことができる内容になるよう努める。
- ウ 学校経営計画及び学校教育計画の策定に当たっては、前年度の総括と改善計画および学校協議会の提言を踏まえる。
- エ 学校教育計画の策定と総括には、すべての教職員がそれぞれの係っている分野で参画し、学校教育目標と計画・方針の共有化を図る。
- オ 校長・准校長は学校経営計画を年度当初に教職員に周知し、教職員はそのもとに各学年・分掌・教科等及び各個人の目標と方策を策定する。
- カ 各学年・分掌・教科等及び各個人の目標や計画の策定に当たっては、目標を数値化するなど、その到達度が客観的に評価可能な内容になるよう努める。
- キ 目標の達成度や計画の進捗状況については、適宜、具体的に評価を行うこと。なお、その際学校協議会の意見や学校教育自己診断等を参考にし、必要に応じて計画と方策を修正する。
- ク 年度末には、各学年・分掌・教科等および教職員個人において年度の取組みを総括し、成果と残された課題を明らかにし、次年度に向けて改善計画を策定する。

(2) 校内組織と会議

校務に関する決定は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。

<首席等>

- ア 首席および学年・分掌等の長は、学校経営計画の円滑な達成のために指導力を発揮する。
- イ 首席および学年・分掌等の長は、所管する分野における業務の遂行に責任を持ち、必要に応じて、校長・准校長および教頭・事務(部)長・首席に報告・連絡・相談する。

<運営委員会等>

- ア 校長・准校長は学校運営の核となる組織として、教頭、事務(部)長、首席および学年・分掌等の長からなる運営委員会等を設置する。
- イ 首席および学年・分掌の長は、所管する分野における業務の遂行について運営委員会等で報告する。
- ウ 運営委員会等において、首席および学年・分掌等の長は、それぞれの所管する組織の立場にこだわらず、常に学校全体の立場から意見交換を行い、もって校長・准校長が自校の課題に対する基本的な方向性を確立することに寄与する。

<職員会議>

- ア 校長・准校長は職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
- イ 職員会議においては、校長・准校長が必要と認める校務に関する事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- ウ 職員会議は校長・准校長が招集し主宰する。

- エ 円滑な会議運営のために校長・准校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長・准校長の決裁権を制限することがあってはならない。
- オ 職員会議の記録はあらかじめ校長・准校長が定めた記録者によって作成し、発言者の確認のもと、校長・准校長の決裁を経て確定する。
- カ 職員会議の案件についてはあらかじめ運営委員会等で論点を整理しておくなど、時間の短縮化を図り、効率的に運営するために、あらかじめ時間を定め、必要な資料等を事前に配付するなどの工夫をする。

<会議運営>

- ア 課題に迅速に対応しつつ、児童生徒と向き合う時間を確保するため、会議は極力効率的に短時間で進行。
- イ 会議の開催に当たっては、目的・時間・案件・説明者を明らかにするとともに、事前に議論の整理と資料等を配付するなどして、会議運営の円滑化と効率化を図る。
- ウ 校長・准校長が決定し会議で示した事項は、全員が責任を持って実行する。

(3) 人事

<人材の育成>

- ア 校長・准校長は、中期的な人事計画を作成し、学校目標の達成に向け、中堅・若手教員の育成に努める。
- イ 評価育成システムを活用して、校長・准校長は教職員ひとりひとりの育成課題を認識し、次代を担う人材の育成に努める。
- ウ 人材を育成するに当たっては、日常の業務を組織的に遂行するとともに、校外研修の成果を校内に還元して、組織全体の力量を引き上げることに留意し、学校組織全体の活性化につながるよう努める。
- エ 首席・指導教諭は日常業務でのOJTを通じて教員の育成に努める。
- オ 授業観察・授業公開・研究授業および生徒による授業評価を活用して、教員の授業や生徒指導における資質向上を図る。

<主任等の校内人事>

- ア 学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の発令は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。
- イ 校長・准校長は、その権限の行使に当たっては、必要に応じて教頭、事務(部)長はじめ首席等から十分意見を聴取し、適材適所に人材を配置する。
- ウ 主任等の発令に当たって、教職員の意見を参考として聴取する場合にも、最終的には校長・准校長が決裁し、任命する。なお、その結果については、辞令を交付したり、決裁後の人事について職員会議で公表したりするなどして、教職員に周知する。

(4) 予算

- ア 校長・准校長は、中期的目標のもとでの年次計画を踏まえ、学校教育計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにした予算編成の基本方針を定め、教職員に周知する。
- イ その上で、事務(部)長はじめ事務職員、学年・分掌・教科等の意見を十分聴取し、配分の重点化に配慮した予算編成を行う。
- ウ 光熱水費等の節減により生じた余剰金は教育活動に活用する、また、備品については遊休化することがないように他校とも連携し積極的な活用を図る。
- エ 校長・准校長・教頭・事務(部)長等は、月単位の執行状況や予算残を把握し、計画的執行に努める。
- オ 教頭・首席等のリーダーシップのもと、事務職員と教員の連携を図り、教育活動と予算との関連性についての認識を共有化し、コスト意識の涵養に努める。

(5) 校長・准校長の適切なリーダーシップ発揮のために

- ア 学校経営を行うに当たってPDCAサイクルを有効に機能させるためには、校長・准校長が適切にリーダーシップを発揮することが不可欠である。
- イ 校長・准校長は、学校経営を行うに当たっては、教頭をはじめ教職員から十分意見を聴取し、教職員の学校経営への参画意欲を喚起する。
- ウ 校長・准校長が適切なリーダーシップを発揮出来るよう、府教育委員会としては、組織的に支援していく。



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～

平成23年度

市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

目 次

平成 23 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて	1
◆ 平成 23 年度の実施の重点	
Ⅰ 学力向上への取組み	4
Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	5
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	8
Ⅳ 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	10
◆ 第 1 章 教育委員会の活性化	11
◆ 第 2 章 学力向上への取組み	
(1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実	12
(2) 校種間の連携強化	16
(3) 幼児教育の充実	16
◆ 第 3 章 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	
(1) 心の教育の充実	18
(2) 人権尊重の教育の推進	19
(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援	21
(4) 生徒指導の充実	23
(5) 進路指導の充実	24
(6) 国旗・国歌の指導	25
◆ 第 4 章 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	
(1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実	26
(2) 健康教育の充実と体力づくりの推進	28
(3) 家庭における教育・子育て機能の強化	29
(4) 教育コミュニティの形成	30
◆ 第 5 章 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	
(1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり	31
(2) 教職員の資質向上	32
(3) 教職員のサービスの徹底	34
◆ 第 6 章 社会教育の推進	38
◆ 第 7 章 文化財の保存と活用	40
資 料	41

大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」

- 基礎・基本と活用する力、学ぶ意欲
- 社会を創っていく態度
- 心身の健康、体力
- 進路選択、決定力
- 生命と人権の尊重
- 自然尊重の精神、環境を大切にする態度
- 伝統と文化の尊重、国際社会への寄与

<「大阪の教育力」向上プランより抜粋>

平成 23 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて ～「学び」と「はぐくみ」を確立するために～

今、教育に求められているのは、社会において自立的に生きる基礎を培うなど、義務教育の目的を踏まえ、「確かな学力」を確立するとともに「豊かな心」「健やかな体」を育むことであり、それらを基盤とする「生きる力」を育成することです。

すべての学校において、地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開することにより、基礎的・基本的な学習内容を確実に習得し、自ら学び考える力の育成や主体的に学習に取り組む態度を身に付けるなどの「確かな学力」を確立するための「学び」と、他人を思いやる心や規範意識、自然や美への感性などの「豊かな心」、体力の向上や望ましい食習慣の形成による「健やかな体」の「はぐくみ」を実現しなければなりません。

加えて、子どもたちがこれから生きていく時代を見据え、国際社会に通じる人材育成が一層重要となることから、「確かな学力」を基礎に、高い志と夢を抱き、その実現に向けて努力する態度を養うとともに、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を外国語により伝えることができるコミュニケーション能力を育成する必要があります。

そのためには、校長のリーダーシップとマネジメントのもと、教育内容の充実を図り、教職員の力を最大限に引き出しながら、組織力を向上させ、学校のもつ総合的な力である「学校力」を高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校づくりを進めることが重要です。

また、市町村教育委員会と府教育委員会とが目標を共有し、それぞれの役割と責任のもと、これまで以上に連携して、各学校園を支援し、就学前及び小・中・高の一貫した教育を通して子どもたちを育てることが重要です。

I 学力向上への取組み

各学校においては、学力向上の取組みの成果と課題を具体的に把握・検証し、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるとともに、それを活用しながら主体的に学び、考える力などを育むことが求められています。

平成 22 年度の「全国学力・学習状況調査」の結果からは、学校の取組みにおいて、授業研究をともなう校内研修が増加していることや、児童・生徒の宿題や自主的・計画的な家庭学習への取組みが進むなど改善状況が見られる一方で、授業規律が徹底しきれていないことや、研修の成果が日常の授業改善へつなげていないことなどが明らかになり、さらなる課題への取組みが求められています。

そのため、府教育委員会では、学力向上に向けて、授業づくり、学習規律等に関して成果指標と活動指標を定め、各学校がめざす方向と水準を示しています。

市町村教育委員会は、これらを踏まえ、実情に応じた学力向上計画を策定し、各学校が子どもたちの学習状況を的確に把握しながら基礎・基本の定着を図るとともに、授業改善のための P D C A サイクルの確立により、「確かな学力」を身に付けられる「授業づくり」と「学校づくり」に組織的に取り組むよう、学校を指導・支援することが必要です。特に、課題のある学校に対しては、府教育委員会と市町村教育委員会とが連携し、支援していくことで、大阪の教育の底上げを図ることが重要です。

また、子どもたちの自学自習力の育成に当たっては、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえ、家庭や地域との連携・協力のもと学習習慣の定着を図ることが重要です。

Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

大きく変化している世界の中においても、すべての子どもたちが、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢やあこがれを抱き、志をもって自らの人生を切り開いていくために必要な力を育むことは、教育に携わる大人の使命です。そのためにも、児童・生徒が社会において自立できる力を身に付けることができるように、系統的・継続的なキャリア教育を推進することが重要です。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有しています。教職員は、子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、子どもたちに、自分を大切にするとともに、他の人も大切にすることや、自らを律することができるようになることなど、社会や時代が変化しても変わることのない価値観や規律・規範を確立する指導に努めなければなりません。

また、子ども自身が課題解決や人間関係づくりを行っていきける力を習得できるよう指導するとともに、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権尊重の教育を計画的・総合的に推進することが大切です。

これまでも推進してきた「ともに学び、ともに育つ」教育は、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、支援教育が、支援学級をはじめあらゆる場で、学校全体として取り組まれるよう、市町村教育委員会は各学校を指導・支援することが必要です。

一方、落ち着いた学習環境を醸成し、児童・生徒を健全に育成していくためには、いじめ、不登校、暴力行為等生徒指導上の課題を解決する必要があります。

いじめについては、認知件数が減少しているものの、いじめの実態の把握が十分でないことが指摘されていることから、的確に把握することが大切です。また、近年、全国でいじめが背景にあるとされる自殺が生起していることから、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、早期発見に努めるとともに、万一、いじめを発見した際には、「いじめは絶対許されない」との強い姿勢のもと、組織的な対応により迅速な解決に向け取り組むことが重要です。

暴力行為については、小学校での発生が急増していることから、中学校はもとより小学校においても、全教職員の一致協力した生徒指導体制を確立し、子ども理解に基づく毅然とした指導と支援を行うことが重要です。

不登校については、減少傾向にあるものの、中学校における千人当たりの生徒数が全国的に高く、中学1年で急増することから、小・中学校が連携した取組みを継続するとともに、不登校状態が長期化しないよう、一層、家庭との連携を図ることが必要です。

さらに、学校だけでは解決が困難な事象や緊急性の高い事象については、府教育委員会の「子ども支援チーム」「学校体制支援チーム」とも連携して早期解決に努めてください。

また、進路指導に当たっては、府立高等学校の特色づくりや私立高校生等授業料支援補助金制度の趣旨を踏まえるとともに、府立高等学校全日制の課程における中途退学者のうち、入学1年目において退学する生徒の割合が高いことを踏まえ、中学校と高等学校との連携の強化、進路指導の充実に努めてください。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

教育力向上に向けては、学校での取組みを基本とすることはもとより、家庭・地域との連携が不可欠です。子どもたちは、家族や同級生だけではなく、それ以外の大人や子どもとも幅広く交流し、関わりを持つことを通じ、様々な力を身に付け成長していきます。

学校を核として地域社会が一体となって子どもを育てるために、学校支援地域本部を継続・充実させるなど、家庭や地域の力を結集した教育力向上のための取組みをさらに進めることが必要です。

また、子どもの尊い命を守り安全を確保していくため、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守る取組みを進めるとともに、子どもの体力向上に向けた運動機会の確保や調和の取れた食事、十分な睡眠等、生活習慣の改善についても学校教育活動だけでなく、家庭・地域と連携して推進することが求められます。

また、薬物乱用など児童・生徒の健やかな成長を阻害する事象が生じていることから、薬物乱用防止教育にも取り組むことが必要です。

Ⅳ 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

学校は保護者や地域の信頼に応え、家庭・地域と連携して教育活動を展開するため、開かれた学校づくりを一層進めることが必要です。そのためには、市町村教育委員会は校長に対し、学校の経営者としてリーダーシップを発揮し、学校の将来像を描き、学校の教育目標の共有化を図り、校長のマネジメントによる組織的な学校運営を進め、府民から信頼される魅力ある学校づくりを推進するよう指導する必要があります。

その際、子どもたちの課題や保護者・地域のニーズをしっかりと把握した上で、具体的な目標、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況等について点検・評価を行うとともに、その結果を公表するよう指導してください。

「教育は人なり」と言われますが、「教育こそ人なり」だと言えます。子どもの教育に直接携わる教職員には、日々の研究と修養に努めるとともに、自らの資質の向上を図り、指導力を高めることが求められています。

大量退職、大量採用により、大阪府では、多くの教職員が入れ替わる中、熱意のある人材を確保するとともに、すべての教職員の力を最大限に引き出すことが求められています。子どもにとっての教職員はかけがえのない存在であり、その使命は極めて大きいものです。あわせて、これまで大切にされてきた大阪の教育への取組みを継承するとともに、新たな教育課題にも適切に対応できる教職員の育成が求められており、とりわけ、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ることが重要となっています。

市町村教育委員会においては、指導体制の充実を図るとともに、教職員をさらに組織的・継続的に育成するため、日常的なOJTの活性化を図り、研修体系の再構築、人事異動・交流による教員の資質向上、教職員の服務規律の徹底等に努めるよう指導することが必要です。また、指導が不適切と思われる教員については、その状況を的確に把握し、適切な指導・助言を行うため府教育委員会とも連携し、実効性のあるシステムの確立・運用を図ることが必要です。

大阪の教育が子どもたちの未来を切り拓くものとなるよう、市町村教育委員会においては、首長部局の理解、協力を得、これまで大阪が培ってきた多様性と地域性を大切に、各学校の創意工夫も生かしながら、目標の達成に向けた取組みを推進してください。

◆ 平成 23 年度 of 取組みの重点

I 学力向上への取組み

学力向上に取り組む

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学習意欲を喚起し、学習習慣を確立するよう指導すること。

中学校においては、新しい教育課程の全面実施に向け、適切に対応するよう努めること。

また、それらの実現のためには、学校全体としての取組みが重要であることを指導すること。

- (2) 学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握することに努めるよう指導すること。特に各教科の指導に当たっては、学力や学習状況に関する調査の結果を活用し、これまでの取組みの成果と課題を明確にし、目標やねらいを実現するよう指導計画を立てること。あわせて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立し、学校全体が組織的に授業改善に努めるよう指導すること。

- (3) 学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進し、指導形態や指導体制を工夫するなど、個に応じた指導の一層の充実を図ること。また、児童・生徒の実態に応じ、基礎・基本を徹底するために、少人数・習熟度別指導の実施や10分間程度の短い時間（モジュール）を活用した反復学習等の導入、知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を育む授業づくりに努め、指導方法の工夫を図るよう指導すること。

そのために、学習規律の確立、授業評価の導入、校内研修の活性化等学校全体で取り組むよう指導すること。

- (4) 義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすこと。

そのため、小学校の外国語活動では、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しませる体験活動を充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。

また、中学校の外国語（英語）教育では、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、実際に活用できるようにするために必要な指導の改善を図り、コミュニケーション能力の基礎を養うこと。

関連項目

- ・ 学力向上への取組み・・・28～30
- ・ 指導方法の工夫改善・・・32
- ・ 教育課程の編成・・・31
- ・ 外国語活動、外国語教育・・・38・39

Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

志や夢を育み豊かな人間性を涵養する

- (5) 児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかこうとする態度を育むとともに、豊かな情操や人間性、未来に夢や希望を持ち自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。
- (6) 児童・生徒に、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、自らを律し、他人を思いやる心、規範意識や公共の精神など、社会の形成に参画する態度及び伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する態度を養うことなど、豊かな人間性を育む取組みを進めること。

関連項目

- ・心の教育の充実……60
- ・道徳教育……61・62
- ・「こころの再生」府民運動……66

キャリア教育を推進する

- (7) 児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、府キャリア教育の指針「キャリア教育を推進するために」（平成17年4月）等に基づき、教育活動全体を通じて、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うよう指導すること。

関連項目

- ・進路指導の充実……95・98・99
- キャリア教育の推進……96

人権尊重の教育を推進する

- (8) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、各学校が組織的に対応するよう指導すること。

関連項目

- ・人権尊重の教育……68～71
- ・様々な人権課題への対応……72～78
- ・教職員の人権意識……156・162～164

障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援する

- (9) 支援教育の推進については、「ともに学び、ともに育つ」教育として取組みを継承・発展させるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を一層促進し、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした一貫した指導・支援を進めること。

関連項目

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実……79・82・83・85
- ・教員の専門性の向上……80・84
- ・校内支援体制の整備・充実……79～81・88
- ・地域支援ネットワークの構築……80
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の推進……86・87

いじめ・暴力行為等の防止や不登校の減少に取り組む

- (10) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある。学校においては、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に組織的な対応を図るよう指導すること。また、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らでいじめを乗り越える力（エンパワメント）と集団づくりに努めるよう指導すること。

- (11) 暴力行為等問題行動の対応については、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと児童・生徒の規範意識の向上を図る取組みや、毅然とした生徒指導を行い、状況に応じて、小・中学校間をはじめ関係機関等とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等外部人材も含めたチームによる支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。

- (12) 不登校児童・生徒への対応については、未然防止、早期発見の観点から、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、学校復帰のための継続的な支援を推進するよう指導すること。とりわけ、中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒の主体的な進路選択への支援に努めるよう指導すること。

関連項目

- ・生徒指導の充実……89～94

読書活動を推進する

- (13) 読書は「学ぶ力」や「豊かな心」を育むため重要なものであり、子どもの発達段階に応じた読書活動を一層推進すること。その際、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、学校・家庭・地域の連携による「読んでみたいと思う本がある」「本を紹介する人がいる」という読書環境づくりを進めること。

関連項目

- ・ 学校図書館の充実……48～50 ・ 地域における読書活動の推進……179・180

情報リテラシーを育成する

- (14) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信が発生しているという現状を踏まえ、情報活用能力を高める授業を展開するよう指導すること。

その際、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。

さらに、児童・生徒の携帯電話への過度の依存や誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、校内への持ち込み禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にするとともに、携帯電話の危険性を認識し、児童・生徒を被害者にも加害者にもさせない取組みを行うよう指導すること。

関連項目

- ・ 情報教育……46 ・ 携帯電話への過度の依存からの脱却……89

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

子どもたちの命を守る

- (15) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、事故に巻き込まれるなど、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、すべての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むとともに、児童・生徒の状況把握や、相談体制の充実などに取り組むよう指導すること。
- (16) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日ごろから十分注意を払い、未然防止、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成22年10月改訂)等を教職員へ周知徹底するよう指導すること。
- (17) 幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、学校園・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を講じること。
特に、「子どもの安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、地域で子どもたちを守るという視点から幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うよう指導すること。
- (18) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するよう指導すること。

関連項目

- ・危機管理体制の充実……103～105
- ・通学途上の安全確保……106
- ・安全教育の推進……108
- ・薬物乱用防止……114
- ・AEDの配備と心肺蘇生法……107

体力向上に取り組む

(19) 子どもの体力が依然として低水準で推移していることを踏まえ、各学校において、体力向上推進計画の作成に努めるよう指導すること。その際、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用し、体育の授業はもとより、学校教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、運動機会の確保や生活習慣等の改善など体力向上の取組みを推進するよう指導すること。

関連項目

- ・健康教育の充実……113
- ・食に関する指導……116
- ・体力づくりの取組み……115

教育コミュニティづくりを推進する

(20) 子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざし、「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果をふまえ、家庭と地域が一体となって、教育の拠点である学校と協働し、学校支援地域本部や、おおさか元気広場の取組みなどを進めることにより、学校・家庭・地域をつなぎ、地域の大人との「ナナメの関係」の中で子どもたちがすこやかに育つ「教育コミュニティ」の発展に努めること。

(21) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携して「3つの朝運動」（朝食・あいさつ・朝読書）や通学合宿等を行うことにより、望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間、家庭学習等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。

関連項目

- ・教育コミュニティの形成……123・124
- ・学校支援地域本部の取組みの推進……125・126
- ・家庭における教育・子育て機能の強化……119・120
- ・社会教育の推進……174

IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

学校運営体制の確立を図る

(22) 校長のリーダーシップのもと、当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、家庭や地域とも連携して自主的・自律的に特色ある教育活動を展開するとともに、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校のWebページ等を通じて公表するなど、学校運営体制の整備・充実に努めるよう指導すること。

関連項目

- ・学校教育目標……132
- ・学校協議会……134・135
- ・学校教育自己診断……135
- ・個人情報保護……139・140

教職員の資質向上を図る

(23) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、各学校で日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導すること。

また、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。そのため、首席・指導教諭の全校配置に努めること。

(24) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底するよう指導すること。

その際、平成19年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル」（府教育委員会Webページに掲載）「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成22年9月）等の活用を図ること。

関連項目

- ・評価・育成システム……145
- ・研修の充実……149～152
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止……162・163

◆ 第 1 章 教育委員会の活性化

- (25) 地域の特性や住民の意思、教育現場の実情を反映させながら、自主的判断と責任において教育行政が展開できるよう、果たすべき役割を自ら点検・評価し、さらなる機能充実に努めること。

- (26) 社会の変化や住民の多様な学習ニーズ、地域の教育問題に、総合的かつ効率的に対応するため、学校教育と社会教育との連携はもとより、首長部局等との一層の協力を図りながら、その運営に関して積極的な改善に努めること。

- (27) 教育委員会の方針や施策、その成果などの広報活動及び住民の意向把握などの広聴活動の充実に努めること。

◆ 第2章 学力向上への取組み

(1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実

<学習指導>

(28) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況の詳細な把握に努めるよう指導すること。

学力や学習状況に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むよう指導すること。

そのため、府教育委員会が提供している「学習指導ツール」、「反復学習メソッド」等の教材や、DVD「確かな学力をはぐくむ」（平成21年3月）、「確かな学力をはぐくむ2」（平成22年3月）やリーフレット「学びを創る10のアイデア」（平成21年3月）の指導事例を活用し、少人数・習熟度別指導等により、指導方法の工夫改善に努めること。

また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。

(29) 「大阪府学力等実態調査」、「全国学力・学習状況調査」等の結果から、家庭学習習慣の定着について改善は見られるものの、なお一層の取組みが必要であることから、小・中学校における放課後自習室の開設や「学習指導ツール」の活用等により、児童・生徒の学習習慣の定着と自学自習力の育成に努めるよう指導すること。

また、リーフレット「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力Part1～3」（平成20年12月）を活用するなど、保護者・地域と連携して、家庭での学習習慣が身に付くよう指導の工夫・改善を図るよう指導すること。

(30) 確かな学力を育む授業づくりのために、「学校改善のためのガイドライン」（平成20年2月）等を活用しながら、教員が不断に「授業研究」に取り組むよう指導すること。

また、「よりよい授業をつくるために」（平成16～17年度「授業評価システム」推進事業報告集）等を活用し、各学校が授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるとともに、公開授業等による授業研究会を積極的に行うよう指導すること。

(31) 教育課程の編成に当たっては、自校の特色を踏まえて具体的に設定した教育目標の実現をめざすこと。その際、学習指導要領に則して適正に編成すること。また、実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を養うため、個に応じた指導を一層推進するよう指導すること。さらに、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の適切な実施を図ること。

また、その際、児童・生徒の成長のようすが十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。（平成22年9月10日付け教委小中第1896号）

(32) 指導方法の工夫改善定数については、児童・生徒の実態や学習内容の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、配置の趣旨を十分踏まえた活用となるよう指導を徹底するとともに、実施状況の把握に努めること。

また、習熟度別指導を含めた少人数指導の実施に当たっては、学校が児童・生徒の学習達成度を把握し、その指導の効果測定に努め、指導方法の工夫・改善を図るよう指導すること。

(33) 年間の授業日数や学校行事等を考慮し、授業時数確保のための改善方策を具体化して、年間を通じて、各学年の総授業時数や各教科等の授業時数（小学校は学校教育法施行規則別表第1、中学校は平成20年改正省令附則第4項の規定及び学校教育法施行規則別表第2）が適切に確保されるよう努めること。

なお、土曜日等授業を行う場合は、学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域や保護者に開かれた学校づくりの観点から取り組むこと。

(34) 「総合的な学習の時間」については、体験的な学習に取り組むことや各教科等で身に付けた知識・技能を総合化し、課題解決能力を育成することが重要である。

また、学校で教えられる知識と実際の世の中との架け橋になる「総合的な学習の時間」の実践を推進すること。

(35) 選択教科の授業時数や内容については、各教科や「総合的な学習の時間」などとの関連を図り、適切に定めるよう指導すること。その際、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じて学力の向上を図る視点も一層重視するよう指導すること。

(36) 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。

また、教科・科目、「総合的な学習の時間」及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。埋蔵文化財調査による土器などの出土文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作るなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用されたい。その際、「出かける博物館」事業である学校に対する出前授業や文化財資料の貸し出し、世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群について取り上げることなどについても配慮すること。

参 考（身近な社会教育施設等）

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、リバティおおさか、大阪国際平和センター、体験活動ボランティア活動支援センター、日本民家集落博物館、上方演芸資料館

(37) 学校教育の活性化を図るため、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の多様な社会人の積極的な活用に努めるとともに、学校の学びを社会に結びつける学習展開の工夫を図るなどして指導すること。そのため、市町村教育委員会における「人材バンク」制度の充実に努めること。

(38) 小学校5、6年生における外国語活動については、中核教員研修を修了した教員を中心に校内研修や研究授業の充実に努めるとともに、ALTや地域人材等を有効に活用し、授業内容の充実に努めるよう指導すること。

また、「英語ノート」等の教材を活用するとともに、評価に関する実践研究の推進を図るよう指導すること。

(39) 中学校の外国語（英語）教育については、教科書の内容を確実に習得させるとともに、その内容を定着させるための指導方法や学習教材の工夫改善に努めること。

また、ALTや地域人材を有効に活用し、英語を使って身のまわりの出来事について伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりする活動の充実に努めるよう指導すること。

なお、中学校における外国語（英語）教育は、小学校外国語活動との円滑な接続に留意すること。

(40) 中学校夜間学級設置市においては、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導を一層推進するよう指導すること。また、設置市以外の市町村においては、夜間学級の意義と現状を理解するとともに、学齢生徒等との交流行事を企画するなど、夜間学級生徒と共に学ぶ機会を設けるよう努めること。

なお、夜間学級生徒の在籍については、設置市と生徒居住市町村とで連携し、適正に管理すること。

<国際理解教育>

(41) 教育基本法の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。

国際化が進展する中であって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めるよう指導すること。

(42) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、学校生活への円滑な適応が図られるよう、国際理解の視点にたった指導を進めるとともに、日本語指導から学習言語能力の習得までの指導の充実に努めるよう指導すること。

(43) 在日外国人幼児・児童・生徒が自らの誇りや自覚を高めることができるよう、保育・授業や特別活動等における指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めるよう指導すること。その際、府教育委員会が作成した「在日外国人教育のための資料集（D

VD)」（平成22年3月）の活用を図ること。

- (44) 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図る等、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

<環境教育>

- (45) 地球規模で生じている地球温暖化等の環境問題の解決に自発的に行動する意欲や態度を育むため、関係部局と連携しながら、全ての教科等において横断的、総合的な環境教育を推進するよう指導すること。

<情報教育>

- (46) 教育の情報化及び校務の情報化に対応するため、学校におけるICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）環境の整備をさらに推進するとともに、その有効な活用を図ること。

教員のICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用し、「確かな学力」を育むよう指導すること。また、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育成するよう指導すること。

<平和教育>

- (47) 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」並びに平成13（2001）年からの10年間で、国連の定めた「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」であることを踏まえ、「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）やピースおおさか等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

なお、市町村教育委員会においても「平和教育基本方針」等の策定に努めること。

<学校図書館>

- (48) 学校図書館について、「学校図書館図書標準」に基づき、図書等の計画的整備に努めるとともに、陳列の仕方や読書スペースの工夫を行うなど、児童・生徒が本を読みたくくなるような読書環境を整え、学習・情報センター及び読書センターとして有効活用すること。

また、各学校が学校図書館を積極的に活用するよう指導し、児童・生徒の読書活動の一層の推進を図るとともに、「3つの朝運動」の一つである朝の読書活動について積極的に取り組み、児童・生徒が読書習慣を身に付けられるように努めること。

- (49) 「学校図書館法の一部を改正する法律等」（平成9年6月）及び「学校図書館司書教諭の発令について」（平成15年1月文部科学省通知）に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、他の全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立させるよう指導すること。

(50) 子どもの読書活動の推進に当たっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「大阪府子ども読書活動推進計画」等の趣旨を踏まえ、児童・生徒の読書活動を支援する方策を講じるよう努めること。

その際、学校図書館の運営に地域人材の協力を得ることや地域の公立図書館や府立図書館との連携を一層図ること。なお、府立図書館との連携に当たっては、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」の活用に努めること。

<部活動>

(51) 部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重し、望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、他校や地域との連携等について積極的に取り組むこと。

また、学校や生徒のニーズを的確に把握した上で地域や学校等の実情を踏まえた実効ある取組みの推進に努めるよう指導すること。

(52) 府教育委員会が通知した「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いについて」（平成17年7月）及び中学校学習指導要領（平成20年3月）の内容を踏まえ、部活動の在り方及び教職員の服務について適切に対応するよう指導すること。

(2) 校種間の連携強化

(53) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、支援学校など、異なる校種間での交流、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう指導すること。

(54) 個に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を一層推進するため、小・中学校間における教員の異動・兼務等による「小・中学校間いきいきスクール」を促進するとともに、実施に当たっては、効果的かつ円滑に推進されるよう、実施する中学校区の教員に対して趣旨を十分周知し、教員相互の協働関係が構築できるよう指導すること。

また、小・中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図り、小・中学校間の円滑な接続を図るため、今後一層、連携を推進するよう指導すること。

(3) 幼児教育の充実

(55) 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。

(56) 「幼児教育振興アクションプログラム」（平成18年10月文部科学省）、及び大阪府の「幼児教育推進指針」（平成22年改定）の趣旨を踏まえ、関係部局等との連携を図り、公私立連絡協議会や審議会等の協議機関を設置するとともに、市町村の幼児教育のプログラムの策定や見直しを行うなど、地域の実情に応じた幼児教育推進のための具体的な取組みを行うよう指導すること。

(57) 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続が進むよう指導すること。幼・保・小連携については、幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の合同研修や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解に努めるよう指導すること。その際、「豊かな育ちと学びをつなぐ」（平成18年12月）等を積極的に活用すること。

(58) 園庭開放や子育て相談など創意工夫を生かした取組みを積極的に行い、幼稚園が家庭や地域に一層開かれたものとなるよう指導すること。その際、「地域教育協議会（すこやかネット）」や子育てグループ等の地域の教育力を活用し、子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における幼児教育の振興に積極的に取り組むこと。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針等の趣旨を踏まえ、幼稚園における預かり保育等の推進に努めること。

(59) 就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供することが重要である。地域の実情に応じて、その取組みの一つとして導入された認定こども園制度の周知を図るとともに制度の普及促進に努めること。

◆ 第3章 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

(1) 心の教育の充実

- (60) 平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、公共のマナーやルールを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、よりよい社会を創っていく態度等の育成に努めること。
- (61) 道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて、計画的、発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。
特に、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験活動などの推進に努めること。
- (62) 「道徳の時間」の指導時間数の確保に努めるとともに、その特質を十分に理解し、児童・生徒が道徳的価値及び自己や人間としての生き方の自覚が深められるような指導を行うこと。
その際、府教育委員会が作成した道徳実践活動学習教材「未来を切り拓く心を育てるために」（平成12年3月中学校・小学校高学年）（平成14年3月小学校低・中学年）「夢や志をはぐくむ教育」（平成22年3月・平成23年3月）を積極的に活用すること。
- (63) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築すること。
また、道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画については、校長の方針のもと、全教師が協力して作成し、共通理解が深められるよう努めること。作成に当たっては、児童・生徒や学校及び地域の実態、学校の特色などを考慮し、重点事項を定めるとともに、「道徳の時間」と各教科等の内容及び時期の関連が明確になるよう工夫すること。
さらに、大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。
- (64) 「心のノート」については、「道徳の時間」だけでなく、各教科、特別活動及び「総合的な学習の時間」など学校の教育活動全体において補助的に活用するとともに、学校と家庭が連携して、道徳性の育成に取り組むものとしても活用が図られるよう指導すること。
- (65) 自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験を通して、豊かな情操を養うよう努めること。
なお、学校で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律（平成17年6月改正）の趣旨を踏まえ、動物の健康及び安全の保持に努めること。
また、日本初等理科教育研究会発行の「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を参考にするとともに、獣医師との連携を一層推進し、適切な飼育が行われるよう指導すること。

(66) 「こころの再生」府民運動の取組みに際しては、家庭・地域との連携のもと、各学校の特色に応じて、「5つのこころ」を大切にし、7つのアクションの具体的な実践を行うこと。特に、「愛さつOSAKA」のキャッチフレーズやロゴ等を活用し、各学校におけるあいさつ運動や地域の見守りボランティア等と連携した取組みの推進に努めること。

(参考)

・ 5つのこころ

生命を大切にする、思いやる、感謝する、努力する、ルールやマナーを守る

・ 7つのアクション

「あかんもんはあかん」と、はっきりしかろう 「ええもんはええ」と、はっきりほめよう

「ユーモア」を大切にしよう 「あいさつ」をもっと大切にしよう

「おかげさんで」を大切にしよう 子どもの話をじっくり聞こう

地域にどンドン出て行こう

・ 「愛さつOSAKA」

O＝おはよう

S＝さよなら

A＝ありがとう

K＝こころの

A＝あくしゅ

(愛さつOSAKAのロゴマーク)



(67) 自他の生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、豊かな人間性や社会性を身に付けさせるため、リバティおおさかのリニューアルした展示や出前授業（学校 de 博物館）の活用を図ること。

(2) 人権尊重の教育の推進

(68) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の関係法令及び「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進すること。

その際、大阪府人権尊重の社会づくり条例及び「大阪府人権施策推進基本方針」並びに、「大阪府人権教育推進計画」（平成17年3月）等、人権に関する府の各方針・計画、国の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等に留意すること。

(69) 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意するとともに、幼少期から生命の尊さに気づかせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むよう指導すること。

さらに、人権教育を進めるに当たっては、人権教育教材集（平成23年4月）をはじめ、人権教育副読本「にんげん：ひとシリーズ」（平成14年9月）や「人権教育のための資料」（平成11年3月～）、「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）、「OSAKA人権教育ABC part1～3」（平成19年3月～）等を活用し、指導の工夫・改善に努めるよう指導するとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めること。

(70) 平成 13 年の「大阪府同和対策審議会答申」及び、平成 14 年 10 月の教育長通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題を有する子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。

(71) 人権教育の推進に当たっては、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映するよう指導すること。また、関係研究組織との連携の充実を図るとともに、より学校教育に活用できる施設としてリニューアルしたりバティおおさかの展示や出前授業(学校 de 博物館)など、学校教育と連携した取組みの活用にも努めること。

(72) 平成 15 年の「第 3 次大阪府障害者計画」を踏まえ、障がい者に対する無理解や偏見などを取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいに対する理解を深める学習を系統的に実施するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるような指導に努めること。あわせて指導の際には、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」及び「精神障がいについての理解を深めるために」の活用を図ること。

(73) 府内の学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。

このため、「学校における人権教育推進のための事例集」(平成 14 年 11 月)等を活用した教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き人権意識を高揚するとともに、校内組織体制を整備して、人権が尊重された教育の推進に努めるよう指導すること。とりわけ、いじめの未然防止については、「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」に基づき、適切に対応するよう指導すること。

(74) 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(平成 10 年 3 月一部改訂)及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」(平成 14 年 12 月)の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導の手引き」(平成 18 年 3 月)や「在日外国人教育のための資料集(DVD)」(平成 22 年 3 月)を活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めるよう指導すること。

(75) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、日本語指導対応教員の資質向上を図るとともに、「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成 22 年 3 月)や教育サポーター人材バンクへの登録者を活用し、校内の受入・指導体制の充実を図る

よう指導すること。また、府内7地区で実施している多言語による進路ガイダンスへの児童・生徒及び保護者の参加を促すとともに、Webページ「多言語による学校生活サポート情報」（平成13年3月）や「小学校入学準備ガイドブック」（平成19年12月）及び「帰国・渡日児童生徒就学支援ハンドブック」（平成21年3月）等を活用し、就学促進や学校生活、進路支援に努めること。

(76) 男女平等教育の推進に当たっては、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）を活用し、全ての教育活動において、男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

また、男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いや各種統計等については、男女平等を基礎としたものになるよう指導すること。

(77) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、学校及び関係機関と連携を図り、迅速に適切且つ組織的に対応するよう指導すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うよう指導すること。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めるよう指導すること。

(78) P T Aの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、家庭・地域社会との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。その際に大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材「動詞からひろがる人権学習」等を活用するとともに、府主催研修等への積極的な参加を促すこと。

(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

(79) 障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び支援が効果的に行われるよう、小・中学校等における学校全体での支援体制の整備・充実や、支援教育コーディネーターの組織的な活用をより一層図ること。

また、支援教育コーディネーター連絡会等を実施し、学校間・校種間の連携を図ること。

(80) 支援学校のセンター的機能に基づく巡回相談や、支援教育地域支援整備事業地域ブロック会議等を積極的に活用して、地域支援ネットワークを構築すること。

さらに、支援学校リーディングスタッフ及び市町村リーディングチーム等を活用して、全ての教職員への支援教育に対する理解・啓発に努めること。

(81) 通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、全校的な支援体制のもとに教育活動を展開するよう指導すること。

また、通級指導教室における教育の一層の充実に努めること。

(82) 全ての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するよう指導すること。

作成・活用については、幼児・児童・生徒や保護者の参画のもと、校種間はもとより福祉・医療・労働等の関係機関との連携を促進し、定期的に評価・点検・見直しを実施することにより、内容の充実に努めること。

(83) 就学相談・指導に当たっては、幼児・児童・生徒等の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を尊重した取組みの充実に努めること。

(84) 地域における共生社会の実現をめざし、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発をより一層推進させること。また、障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）や「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）の活用等、学校と連携しながら研修計画を充実させ、教職員の資質向上を図ること。

(85) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度や「たまがわ高等支援学校」、「だいせん聴覚高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うこと。

(86) 交流及び共同学習がさらに充実し、相互理解がより一層進むよう、支援学級の学校における位置付け及び教室配置、指導内容等について不断の点検・見直しを行うよう指導すること。

また、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）の活用を図ること。

さらに、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。

(87) 児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるため、指導資料集「ぬくもり」（平成22年3月）を活用し、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図ること。

(88) 病弱児については、学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導に配慮するよう指導すること。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援等については、大阪府の「医療的ケア一般研修」への参加、看護師配置の積極的な促進等、条件整備に努めること。

(4) 生徒指導の充実

(89) 携帯電話への過度の依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とすること。その際、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話の学校への持ち込みが必要と認める場合は、学校での教育活動に支障がないよう工夫すること。

さらに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を行うとともに、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成21年3月）を活用し、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。

また、万一、事象が生じた場合、校内支援体制の構築に努めるとともに、学校だけでは解決困難な事案については「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用し、早期に対応し、解決に努めるよう指導すること。

(90) いじめの未然防止、早期解決については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受けとめられるよう指導すること。その際、アンケート調査を実施した上で、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用など、各学校の実情に応じて、いじめの実態把握に努めるよう指導すること。

また、こども支援コーディネーター等を中心に生徒指導体制の充実を図るとともに、「いじめ対応プログラム」及び「いじめ対応プログラム実践事例集」を活用した取組みを一層推進するよう指導すること。さらに、各学校における教育相談体制の充実及び「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図り、学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会に設置した「子ども支援チーム」と連携し解決を図ること。

(91) 暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、小学校においては非行防止教室等を活用した規範意識の醸成や、担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する体制を整えるよう指導すること。中学校においては未然防止、早期対応に力点を置いたコーディネート機能の向上に努めるよう指導すること。

さらにスクールソーシャルワーカー等の専門家とも協働した家庭・地域との連携、子ども家庭センターや警察等の関係機関を含めたケース会議を実施するなどの連携ネットワークを構築し、チーム支援の充実に取り組むこと。

また、学校のみでは対応が困難な事象に対しては、学校支援リーダーを中心とする学校支援チームを活用するとともに、少年サポートセンターとも連携し、市町村教育委員会における問題解決機能の向上及びチームの支援の充実に取り組むこと。

(92) 「学級がうまく機能しない状況」について背景や原因を分析し、教職員の指導力の向上を図るとともに、柔軟な指導体制の構築や家庭・地域社会との連携を進め、効果的な指導の工夫・改善に努めるよう指導すること。

(93) 不登校児童・生徒の学校復帰のため、不登校対応専任教員などの担当者を中心に、スクールカウンセラー等専門家を活用し、校内ケース会議及び小・中連絡会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チームによる支援体制及び関係機関との連携に努めるよう指導すること。

とりわけ、小学校段階から不登校の兆しがある児童には、必要に応じて校区内中学校に配置されたスクールカウンセラーを積極的に活用し、家庭・地域と連携した取組みを図るなど、子どもを支え、不登校が長期化しないよう取組みを推進するとともに、中学校卒業後の進路を見据えた支援を行うよう指導すること。

(94) 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。

また、児童会・生徒会等を通じて子どもの自主活動を推進するとともに、市町村における生徒会交流の活性化等に努めること。

(5) 進路指導の充実

(95) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・支援すること。

また、府立高等学校特色づくりの趣旨や中学卒業時の厳しい就職状況を踏まえ、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、高等学校での中途退学を防止する観点からも、高等学校との連携を一層図るよう指導すること。

あわせて、卒業時に進路未定であった者に関しては、進路指導の重要な課題として次年度の取組みに反映させること。

(96) キャリア教育については、義務教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させるよう指導すること。

また、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）を活用するとともに、全ての中学校において、職場体験学習等を複数日実施し、働くことの意義や、そのために必要な知識・技能・態度など基礎的な力を育成するよう指導すること。

(97) 小学校においては、児童が自らの生き方についての夢や希望を育むことができるよう豊か

な人間性を培うとともに、自信や自己有用感を持つことができるよう指導すること。

また、希望をもって中学校へ進学できるよう、小・中学校の連携を一層推進するとともに、児童・保護者に中学校に関する情報を提供するよう指導すること。

(98) 進路選択が多様化していることから、各高校で実施している中学生の体験入学や各学区または地域単位で開催される府立高等学校合同学校説明会等を活用し、的確な進路ガイダンス機能の充実を図るよう指導すること。

また、進路指導に当たり、「中学校進路指導のための資料 第45集」（平成23年3月）等に掲載する進路指導資料を活用し、各学年の活動の関連性や系統性を考え、年間指導計画を作成するよう指導すること。

さらに、高等学校への進学指導においては、体験入学や合同説明会などへの参加、高等学校の特色などについての情報提供など、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう指導すること。

特に、不登校や外国からの編入等配慮を要する児童・生徒については、入学者選抜制度等の周知を含め、十分配慮するよう指導すること。

(99) 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、奨学金教育教材等を活用し、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。

また、奨学金等の活用や進路に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。

なお、生徒及び保護者に対しては、入学年次から奨学金制度の趣旨や目的等について理解させるとともに、返還に対する意義と責任等についても自覚するよう指導すること。

(6) 国旗・国歌の指導

(100) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。

(101) 入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるよう指導すること。あわせて、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するとともに節度ある行動をとるよう指導すること。

(102) 小学校学習指導要領の音楽科において、国歌「君が代」の指導について、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に即した指導計画を作成し、適切に取り扱われるよう指導するとともに、必要に応じて各学校の指導状況を把握すること。

◆ 第4章 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

(1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実

(103) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。各学校園において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるよう指導すること。

(104) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校園の状況や前年度の学校保健、学校安全の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

また、「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管するよう指導すること。

(105) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び集中豪雨・落雷等の自然災害や熱中症等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。

また、教職員の連絡・配備体制について日ごろから周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの作成や、様々な事態を想定した実践的な訓練とともに、柔軟で機能的な危機管理体制の構築を行うよう指導すること。

なお、国民健康保険法を踏まえ、無保険により児童・生徒等が医療を受けることができなくなることを防ぐよう、関係機関とも連携して適切に対応するよう指導すること。

(106) 児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設・設備の整備充実に努めること。加えて、警察等関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」を設置するなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。

また、学校の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校園の安全管理体制の充実をはじめ、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう指導すること。

その際、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日付け文科ス第333号）を踏まえた取組みの充実に努めるとともに、学校園において、道路交通法に基いた交通安全に関する指導を推進すること。

(107) 万一の心肺停止に備えAEDの配備に努めるとともに、全ての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。

(108) 幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図るよう指導すること。特に、幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むよう指導すること。また、防災教育の充実を図るよう指導すること。

その際、「こどもエンパワメント支援指導事例集」を活用するなど、取組みの充実に努めること。

(109) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図るよう指導すること。

(110) 上記の取組みを推進するに当たっては、以下の資料等を参考にすること。

① 安全教育関係

「学校における防災教育の手引（改訂版）追加資料 備えよう地震・津波 進めよう防災教育」府教育委員会（平成19年3月）

「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集」府教育委員会（平成18年7月）

安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」府教育委員会（平成15年3月）

「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（平成22年3月）

「防災教育のための参考資料『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」文部省（平成10年3月）

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」府教育委員会（平成8年3月）

② 安全管理関係

「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」文部科学省（平成19年11月）

「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」府教育委員会（平成17年3月）

「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」府教育委員会（平成16年3月）

「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」府教育委員会（平成15年12月）

「学校の安全管理に関する取組事例集」文部科学省（平成15年6月）

参 考

「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」文部科学省（平成16年1月）

「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」府教育委員会（平成14年10月）

「学校における児童生徒等の安全を確保するために」府教育委員会（平成13年7月）

(111) 学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、地震防災対策特別措置法に基づき、早急に耐震化を図ること。

(112) アスベスト（石綿）6種類の分析調査の結果により、必要な対策を早急に講じるとともに、適正な管理に努めること。

(2) 健康教育の充実と体力づくりの推進

(113) 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患や感染症、心の健康問題等、児童・生徒等の健康に関わる課題は深刻である。

このため、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実するよう指導すること。

また、健康教育及び体力づくりの全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、体育・保健体育の学習を中心として、生活科、「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図るよう指導すること。その際、年に1回以上、学校保健委員会を開催し、活用を図るよう指導すること。

(114) 喫煙・飲酒・覚せい剤等薬物乱用防止教育については、指導計画を策定するとともに、保護者への啓発を含め、薬物乱用防止キャラバンカーの招へいや、専門家等による薬物乱用防止教室の開催など、学校教育活動全体を通じて取り組むよう指導すること。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室を年に1回以上開催するよう指導すること。

また、医薬品等の正しい使い方についても、取り扱うよう指導すること。

(115) 子どもの体力については、依然、低水準で推移していることから、各学校において体力向上に関する検証改善サイクルを確立し、取組みを推進するよう指導すること。そのため、新体力テストの結果を分析することにより児童生徒の体力を把握し、学校や子どもたちの体力向上に対する意識を高め、体育授業・運動部活動の充実を図るとともに、学校全体で体を動かす時間を設定するなど、運動機会の確保について工夫するよう指導すること。その際、「チャレンジ おおさか なわとびカード」、体力向上にかかる「実践事例集」や「元気アッププロジェクト事業」の趣旨を十分に理解し、各校での体力づくりの取組みが図られるよう指導すること。

(116) 食に関する指導に当たっては、全ての学校で食に関する指導の全体計画を作成するとともに、「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」（平成22年3月文部科学省発行）を参考に、学校教育活動全体を通して実施すること。

また、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、栄養教諭・栄養職員を中心に、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ること。その際、食生活学習教材「食生活を考えよう 体も心も元気な毎日のために」（文部科学省発行）を積極的に活用するよう指導すること。

とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭の専門性を生かし、学校給食を活用した指導や各教科、道徳、「総合的な学習の時間」等における食に関する指導など積極的な取組

みを進めるよう指導すること。

(117) 府内の公立中学校における学校給食の実施率が全国に比べ極めて低い状況を踏まえ、中学校給食実施に向けた普及・充実に取り組むこと。なお、平成 21 年度から公立中学校における学校給食又はスクールランチ事業を新規に行う市町村に対して初期費用を支援しているため、補助制度を活用し、スクールランチを推進するなど、食育の推進を図ること。

(118) 性教育及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実に努めること。

その際、「性教育指導事例集」等を積極的に活用するよう指導すること。

(3) 家庭における教育・子育て機能の強化

(119) 「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るため、保護者が自信と責任を持って家庭教育にあたるよう、家庭教育に関する啓発や学習の機会を充実し、全ての保護者のエンパワメントに取り組むとともに、身近な地域において家庭教育を支えるネットワークの拡大・充実に努めること。

(120) 地域全体で家庭教育を支援する気運の醸成を図るため、教育委員会や保健・福祉部局等の関係者で構成する地域家庭教育推進協議会等を設置し、学校の教育機能の活用や部局間の連携を推進するなど、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。とりわけ子育てに悩みを持つ家庭や、地域から孤立しがちな保護者への支援体制の整備に努めること。

その際、交流・学習の機会や相談機関等の多様な家庭教育（子育て）支援の情報を集約し、より多くの人に届くよう効果的な発信を行うこと。

(121) 家庭教育に関する交流・学習機会の拡充に当たっては、これらの機会に参加しない・しにくい保護者に対しても十分配慮し、身近な地域・住民とより多くのつながりをもてるよう努めること。

また、これから「親」となる児童・生徒に対して、学校の授業等を活用した親学習の推進を図るとともに、教員研修を実施するなど親学習のさらなる周知に努めること。

その際、府教育委員会作成の「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」などの教材を活用するとともに、親学習リーダー養成講座修了者等との効果的な連携・協働を行うこと。

(122) P T A 総会や保護者会等で、「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 P a r t 1 ～ 3」（平成 20 年 12 月）を積極的に活用し、保護者・地域との共通理解を深め、子どもの基本的な生活習慣の確立や規範意識の育成に努めること。

(4) 教育コミュニティの形成

- (123) 地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々が共に子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わるシステムをつくること。また、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることなどにより、地域の人間関係を構築し、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ること。
- (124) 市町村や学校、その他の行政機関、地域の住民など、教育コミュニティづくりに関わる全ての人々が主体的に取り組んでいくことができる組織・体制づくりに努めること。
- (125) 「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果を発展させ、活動を継続、充実していくため、学校教育活動と連携した学校支援地域本部の取り組みをはじめ、家庭教育の支援、子どもの主体的な参画、大人のネットワークの拡大等、学校や地域の諸課題に対応した活動を積極的に支援すること。
- (126) 学校施設の利用は、開かれた学校づくりを推進する観点から重要であり、府事業を活用して、小学校における学校支援地域本部の活動拠点整備に努めるとともに、これまで小・中学校に整備した活動拠点の積極的な活用に努めること。
- (127) 身近な地域の教育課題の解決に向けて、地域活動の振り返りを定着、促進するとともに、核となる推進役の発掘や育成を行い、個人や地域の既存の団体の力に加えてNPOや企業等との連携を推進すること。
また、地域活動に活用できる助成金等の情報収集・提供に努めること。
- (128) おおさか元気広場の実施に際しては、教育と福祉の連携を図り、放課後や週末等に、小学校施設等を活用して、安全で安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の拡充に努めること。
- (129) 地域の活動においては、障がいのある子どもなど地域活動から疎遠になりがちな子どもたちや家庭への支援が積極的に展開されるよう助言すること。
また、府立支援学校等に在籍する子どもたちにも、地域活動の情報が届くように指導すること。
- (130) 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化に努め、教育コミュニティづくりに寄与できるよう指導すること。
- (131) 地域における各種スポーツ団体との連携のもと、特定の小・中学校や公立スポーツ施設を拠点とする地域の特性に応じた総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主的、主体的に活動できる組織づくり・システムづくりの推進に努めること。

◆ 第5章 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

(1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

(132) 学校運営体制の確立に当たっては、学校の将来像の実現に向けた学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、学校運営における組織的な取組みを推進するよう校長に対して指導すること。

その際、教育活動等の各領域における課題とその解決に向け、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うよう指導すること。

また、学校のめざす目標や教育活動の評価結果等について、学校のWebページ等での公表等、保護者等に対して周知を図る方策を講ずるとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、校務の要である首席を活用するよう指導すること。

(133) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図るよう指導すること。

また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、組織マネジメントの手法をもとに、機能的な学校運営に努めるよう指導すること。なお、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減などの取組みを推進するに当たっては、「学校運営改善促進事業実施報告書」（平成20年3月）及び「学校運営改善研究事業実施報告書」（平成21年3月）を参考にするよう指導すること。

(134) 全ての学校において、学校協議会の設置等、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映する仕組みをつくり、学校教育活動の改善に十分活用するよう指導すること。その際、学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めるよう指導すること。

(135) 学校の評価に当たっては、学校教育自己診断と学校協議会等に関連させて活用するとともに、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めるよう指導すること。

(136) 教員が子どもたちと向き合う時間を確保する観点から、各学校に対する調査や通知文の精選に努めること。

(137) 学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用を努めること。

- (138) 労働安全衛生法に則り、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、学校の規模（職員数）に応じた労働安全衛生管理体制をより充実させるとともに、長時間労働者に対する医師による面接指導体制の整備を図るよう指導すること。
- (139) 個人情報を含む文書や記録媒体について、その取扱いを適正なものとするため、管理責任の明確化や保管に関する規定を設けるなど、万全の管理体制を確立するとともに、適切な管理及び保護に組織的に取り組むよう指導すること。あわせて行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- (140) コンピュータで情報の処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、全教職員に周知・徹底するとともに、記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じるよう指導すること。
- (141) 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。また、法定表簿に関する事務及び証明書交付事務を適切に行うよう指導すること。
- (142) 児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な利用者が安全かつ円滑に施設を利用できるよう、福祉のまちづくり条例等に基づく学校施設整備に努めること。

(2) 教職員の資質向上

- (143) 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図るよう努めること。
- (144) 全ての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図るよう指導すること。
また、教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努め、指導力の向上を図るよう指導すること。
- (145) 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。
特に、制度の変更点について教職員に十分周知するとともに、全教員の授業観察を実施するなど職務遂行状況の的確な把握と日々の指導助言に努めること。
また、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準を踏まえ、適正に行い、評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとなるよう努めること。

- (146) 教員一人ひとりの資質向上や学校の活性化を図るため、人事異動や人事交流の充実に努めること。特に、様々な人事交流制度を活用し、異動によるキャリア形成、能力向上に努めること。
- (147) 各職の任用に当たっては、若手教職員の登用を図り、将来管理職となる教職員の養成に努めること。
- (148) 教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続が確実に実行されるよう適切な対応を行うこと。
- (149) 府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員を校内研修の講師として活用したり、指導教諭等を有効に活用するなど、研修成果を全ての教職員が共有し、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。
また、長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民にわかるように工夫すること。
- (150) 国や府における新たな動きや新学習指導要領の趣旨、各学校の課題などを踏まえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実に努めること。
- (151) 学校づくり・授業づくりに関しては、校内研修・研究授業の充実に努めるなど、学校全体として教職員の指導力の向上に取り組むよう指導すること。その際、市町村教育委員会における研修はもとより、府教育センターの研修やカリキュラムNAV i プラザ及びカリナビ・ブランチによる学校支援等を積極的に活用し、継続的な人材育成に取り組むよう指導すること。
- (152) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、学校との連携を十分に図りながらその体制づくりを行うとともに、組織的・継続的な育成に努めること。
その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。
また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。なお、府教育委員会が作成した指導資料「次世代を担う教員の育成のために」（平成18年7月）の活用を図ること。
- (153) 女性教職員が校務の要を積極的に担えるよう早い段階から計画的な人材育成に努めること。
- (154) 各学校で日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。その際、「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（平成20年3月）の活用を図ること。

(155) ミドルリーダーの育成に当たっては「ミドルリーダー育成プログラム」（平成 22 年 3 月）及び「ミドルリーダー育成プログラム（第 2 版）」（平成 23 年 3 月発行予定）を校内研修等の参考にすること。

また、府教育センターにおけるリーディング・ティーチャー養成研修等を積極的に活用すること。

(156) 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。その際、「教職員人権研修ハンドブック」（平成 22 年 4 月改訂）を活用すること。

(157) 教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲、資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図っていくことが必要である。このことから、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、こうした教職員等が多く表彰されるよう積極的に推薦をすること。

(158) 公立学校における魅力ある学校づくりをすすめるため、民間企業等の経験者または教諭や行政職等から、リーダーシップを持ち、柔軟な発想や企画力を生かした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を登用できるよう、計画的な人事に努めること。

(159) 市町村教育委員会は、「指導が不適切である」と思われる教諭等の的確な状況把握を行い、校長に対して適切な指導・助言、校外研修の実施など、実効性のあるシステムの運用に努めること。その際、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を有効に活用すること。

また、指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会に申請を行うこと。

新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

(3) 教職員のサービスの徹底

(160) 教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」については、法の趣旨を踏まえ、研修として相応しい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。

また、承認手続きについては、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。

(161) 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、平成 22 年 9 月に改訂した「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」を校内研修等において活用するとともに、平成 22 年 1 月に制定した「大阪府教育委員会懲戒処分指針」の周知徹底を図るなど、一層の取組みを進めること。

また、事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ

報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

- (162) 児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成20年3月改訂）及び「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A集」（平成15年3月）を踏まえ、重大な人権侵害であることを教職員に十分認識させ、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制を確立するよう指導すること。

また、定期健康診断の実施に当たっては、「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価点検を行うよう指導すること。とりわけ、障がいのある児童・生徒においては、「障がいのある児童・生徒の指導や介助方法における留意点」（平成22年11月）を参考に指導や介助方法の点検を行うよう指導すること。

さらに、市町村及び各学校の相談窓口や、府教育センターの「すこやか教育相談」、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」等の相談窓口を児童・生徒・保護者及び教職員に周知するよう指導すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、被害者の心のケアに努め、被害者の立場に立った事象の解決を図るよう指導すること。

- (163) 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成11年3月）に基づき、相談窓口の周知および対応マニュアルの整備が図られるよう校長に指導・助言を行い、教職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。その際、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭に対する研修を充実すること。

- (164) 「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成22年3月）の趣旨を踏まえ、パワー・ハラスメントに関する指針等を策定するとともに、教職員への啓発、研修及び相談体制の整備を進めること。

- (165) 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。なお、飲酒運転を行った教職員に対しては、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」（平成22年1月制定）に基づき、懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転を知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とする。

また、飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分を行う。

(166) 教職員の勤務時間管理等については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）制定の趣旨、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」及び「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度など）に基づき、適切に行うこと。

また、勤務時間の適正な把握について、府立学校で実施している趣旨を踏まえ、同様の措置を取ること。

(167) 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。

また、休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導すること。特に病気休暇については、「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（平成20年5月20日付け教委職企第1215号教職員企画課長通知）を参考に、より一層厳正な運用を行うよう指導すること。

なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」に基づき厳しい処分を行う。

(168) 休憩時間については、校長が明示を行い、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとるよう指導すること。また、取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。

なお、職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る市町村教育委員会の承認が必要であるため、所要の承認手続きをとるよう指導すること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認手続きは要しない。

(169) 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、適切な対応を行うよう指導すること。特に、母性保護及び育児にかかる休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員の休暇取得促進に努めるよう指導すること。

(170) 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。通勤不便地等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」（平成13年11月6日付け教委職企第203-1号教育長通知（平成19年3月1日改正））及び「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」（平成13年11月6日付け教委職企第203-2号教職員企画課長通知（平成19年3月1日改正））を参考にし、適正な認定事務を行うよう指導すること。

- (171) 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう指導すること。
- (172) 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛するよう指導すること。なお、例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経るよう指導すること。
- (173) 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、府教育委員会に報告すること。

◆ 第6章 社会教育の推進

(174) 個人の要望や社会の要請に応え、住民自らが自発的・主体的に取り組む学習活動や社会参加を支援する環境の醸成に努め、社会教育の推進を図ること。

(175) 多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題及び地域課題に対応するため、学校、首長部局や民間教育事業者、NPO、企業等と連携しながら、学習機会の提供、学習情報の収集・提供、学習相談、学習成果の活用等の拡充に努めること。

その際、障がいのある人や様々な事情により参加しにくい人について十分配慮すること。

(176) 社会教育関係職員の専門性の向上を図るため、研修機会の充実に努めるとともに、府主催研修等へ積極的に参加すること。また、部局間の連携等により、専門的知識や技能を有する人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。

(177) 市町村・地域において、それぞれの地域の課題に応じた取組みが主体的に展開できるよう地域活動におけるPDCAサイクルのC（評価）A（改善）に努めること。

また、国事業等の積極的な活用を図るとともに、住民が組織する実行委員会や団体・グループが活用できる事業について、情報の収集・提供を積極的に行うこと。

(178) 子どもたちの生きる力を育むため、学校教育との連携を図りながら、自然体験活動やボランティア活動、ものづくり等子どもの様々な体験活動の推進に努めるとともに、それぞれの地域における取組み情報の収集・提供に努めること。

(179) 地域における子どもの読書活動の推進に当たっては、「『大阪の教育力』向上プラン（重点項目31）」及び「大阪府子ども読書活動推進計画」等の趣旨を踏まえ、公立図書館と公民館等社会教育施設が連携した取組みの実施に努めること。

また、公立図書館から学校への団体貸出をさらに進めるなど、公立図書館と学校の連携を一層図り、学校の読書環境づくりに努めること。

(180) 子ども読書活動推進計画未策定の市町村については早期に策定すること。

また、文字・活字文化振興法の趣旨を踏まえ、市町村の実情に応じて、図書館の計画的な整備等に努めること。

(181) 「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、社会教育の全ての領域で人権及び人権問題に関する啓発、学習機会の提供、指導者の養成等人権教育の推進に努めること。

その際、「大阪府人権施策推進基本方針」及び「大阪府人権教育推進計画」の趣旨を踏まえ、府主催の研修等への積極的な参加を促すなど、住民の自発的な参加意欲を高める啓発や

人権学習の充実に努めること。

また、公民館等の社会教育施設においては、人権教育推進指針等を策定するとともに、人権啓発担当者を置くなど、住民の人権問題学習を組織的に進めること。

(182) 「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」（平成 17 年 10 月策定）の趣旨を踏まえ、識字問題の啓発や識字推進指針等の策定に努めるとともに、識字・日本語教室について新たな教室の開設を進めること。

また、他の市町村等との交流をすすめ、情報収集を図るなどにより、学習活動の一層の充実に努めること。

◆ 第7章 文化財の保存と活用

- (183) 文化財保護の基礎である文化財保護条例未制定の市町村は、その早期制定を図ること。
また、各教育委員会は条例の適切な運用に努め、他部局とも連携し、文化財の幅広い保存と公開・活用を図ること。
- (184) 地域の歴史的特性等を踏まえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進できるよう、組織・体制の整備を図ること。
- (185) 博物館・資料館、各種公共施設を活用して文化財の展示公開を推進し、生涯学習の活発化等に対応して、文化財に親しむ機会の充実に努め、文化財への理解を広げること。
- (186) 小・中学生や高齢者を対象とした施策において、出土文化財の活用を促進すること。
- (187) NPOなどの民間組織との協働や役割分担を図り、地域の財産である文化財を生かす新たな施策の導入を進めること。
- (188) 世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群など地域を代表する文化遺産については、博物館等を活用し、興味・関心と理解を深めるようにするとともに、地域や我が国の歴史の成り立ちを物語る文化財を保護し後世に伝えていく心を養うよう取り組むこと。

資 料

1 大阪府の教育相談

① 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

目 的 児童・生徒、保護者及び教職員から学校生活にかかわる電話・電子メールによる相談に応じる

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）
電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
保護者からの相談（さわやかホットライン）
電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
教職員からの相談（しなやかホットライン）
電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp
高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）
電話 06-6607-7353
24時間対応「すこやか教育相談24」
(平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けています。)
電話 0570-078310
FAX 06-6607-9826 (教育相談室直通)

受 付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始は休み)
ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日

内 容 学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談
(相談は無料、秘密は厳守する)
・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が応じる
・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など

場 所 大阪府教育センター 教育相談室(本館5階)
〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

交通機関 地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m
JR阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1,400m
近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1,700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、<http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/index.htm>

② 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称 グリーンライン(電話相談)

電話番号 06-6772-7867

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

子どもの非行問題やしつけ等保護者からの未成年に関する困りごとやいじめや友達付き合い等での悩みを本人からの相談を電話で受ける。

名 称 青少年クリニック(面接相談)

電話番号 06-6773-4970

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題にあった指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が面接とともに、親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるには、直接電話するか、最寄りの警察署（少年係）まで、ご相談して予約をする。

③ 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター

電話番号 06-6691-2811（代表）

06-6607-8814（電話相談専用）

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（12時～1時を除く）

（面接相談を希望する場合は予約制、午前9時15分～午前11時15分）

④ 子ども家庭センター（面接相談可能）

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。青少年相談コーナーは各府民センタービル内に設置されている。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	072-844-1331(代) 072-828-0161 072-828-0190	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
池田子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	072-752-4111(代) 072-751-2858 072-751-1800	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、 能勢町に住んでいる方
吹田子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	072-627-1121(代) 06-6389-3526 06-6389-2099	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 島本町に住んでいる方
東大阪子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	0729-94-1515(代) 06-6721-1966 06-6721-5336	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
富田林子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	0721-25-1131(代) 0721-25-1131 0721-25-2263	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、 千早赤阪村に住んでいる方
岸和田子ども家庭センター 青少年相談コーナー 虐待通告専用電話	072-439-3601(代) 072-445-3977 072-441-0125	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、 岬町に住んでいる方

⑤ 児童虐待通告電話

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737

2 カリキュラムNAV iプラザ（カリナビ）及びカリナビ・ブランチ

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する研究・相談・情報提供、②校内研修支援のための講師紹介・派遣、③自主研修会の企画・実施への支援、④授業実践等の教材化・普及等を行っている。

また、豊能・北河内・中河内・泉南の各府民センター内にカリナビの支所としてカリナビ・ブランチを開設している。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラムNAV iプラザ	〒558-0011 大阪市住吉区菟田 4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-1657（直通） <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> navi@edu.osaka-c.ed .jp	○地下鉄御堂筋線「あびこ」駅下車。 ①番出口から東北東 700m ○JR 阪和線「我孫子町」駅下車。 東へ 1400m ○近鉄南大阪線「矢田」駅下車。 西南西へ 1700m
豊能・三島地区 カリナビ・ブランチ	〒563-8588 池田市城南 1-1-1 池田・府市合同庁舎内	<TEL> 072-752-4111（代表）	○阪急宝塚線「池田」駅から北東へ 500m
北河内地区 カリナビ・ブランチ	〒573-8501 枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センタービル内	<TEL> 072-844-1331（代表）	○京阪本線「枚方市」駅南口から南 東へ 700m ○京阪交野線「宮之阪」駅から西へ 500m
中河内・南河内地区 カリナビ・ブランチ	〒581-0005 八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル内	<TEL> 072-994-1515（代表）	○近鉄大阪線「近鉄八尾」駅から南 東へ 800m ○JR 関西本線（大和路線）「八尾」 駅から北東へ 2km
泉北・泉南地区 カリナビ・ブランチ	〒596-8520 岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル内	<TEL> 072-439-3601（代表）	○南海本線「岸和田」駅南出口から 南南東へ 800m ○JR 阪和線「東岸和田」駅から北 西へ 900m

3 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後、3年以内の大阪府に在住の中国残留邦人等の家族（二世）の医療機関での適切な受診、福祉事務所等の関係行政機関での助言・指導、学校生活上の諸問題に関する相談、介護保険制度による介護認定及び介護サービスの利用等を円滑に行うため、自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っています。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課 TEL 06-6944-1717

4 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区六万体町 5-12 大阪少年補導協会内本館 1 階	06-6772-4000	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、中央区の一部（旧東区）、東成区、城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、阿倍野区、東住吉区
梅 田	大阪市北区末広町 3-21 新星和扇町ビル 6 階 605 号室	06-6362-2225	大阪市域のうち、北区、福島区、此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難 波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2 階	06-6211-3400	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、港区、大正区、住之江区
東大阪 八尾 (H23 年 9 月 移転予定)	東大阪市永和 1-15-2 東大阪市シルバー人材センター 1 階 ----- 八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル 4 階	06-6723-3187 未定	東大阪市、八尾市、柏原市
堺 (H23 年 6 月 移転予定)	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-3 堺市役所三国ヶ丘分館 6 階 ----- 堺市西区鳳東町 4-390-1	072-251-9081 未定	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
豊 中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1 階	06-6866-3000	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町
守 口	守口市浜町 1-3-18 2 階	06-6993-0900	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階	0721-25-4922	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田	岸和田市野田町 1-5-5 岸和田市立福祉総合センター 内別館 B 棟 2 階	072-423-2486	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
茨 木 (H23 年 9 月 移転予定)	茨木市駅前 4-7-2 茨木市教育委員会分室 1 階 ----- 茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル 4 階	072-625-6677 未定	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
<p>① 受付期間 午前 9 時～午後 5 時 45 分 土曜日、日曜日、祝日は休み</p> <p>② 相談申込 電話か直接来所</p> <p>③ 相談担当者 警察職員</p>			

5 小・中学生に通年無料開放している社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27	0725-46-2162	JR 阪和線 信太山駅 下車 西へ600m
近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山299	0721-93-8321	近鉄長野線喜志駅から 金剛バス阪南ネオポリス 下車 東へ600m
フルルガーデン (花の文化園)	〒586-0036 河内長野市高向2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 河内長野駅からバス 「上高向」下車
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園1-18	072-721-7967	阪急箕面線 箕面駅下車 北へ1km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内1-13-2	06-6866-3622	北大阪急行緑地公園駅 下車 南西へ620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中2	072-367-8891	南海高野線大阪狭山市駅 下車 西へ800m
リパティおおさか	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西3-6-36	06-6561-5891	JR 環状線 芦原橋駅下車 南へ600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪府中央区大阪城2-1	06-6947-7208	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR 環状線 森ノ宮駅 下車 西へ400m
健康科学センター (ゲンキープ大阪)	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-2	06-6973-3535	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR 環状線 森ノ宮駅 下車 東へ100m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10	06-6203-0474	地下鉄又は京阪淀屋橋駅 下車 1号出口北東へ 300m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線荒本駅 下車 北西へ400m



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～